

令和元年度

包括外部監査の結果報告書

子ども・子育て支援事業に関する事務の執行について

尼崎市包括外部監査人

公認会計士 福井 剛

目次

第1章 包括外部監査の概要	1
I 外部監査の種類	1
II 選定した特定の事件（テーマ）	1
III 事件を選定した理由	1
IV 監査対象部局	2
V 監査の対象年度	2
VI 監査の着眼点および実施した手続	2
VII 監査の実施期間	3
VIII 包括外部監査人および補助者	3
1 包括外部監査人	3
2 補助者	3
IX 利害関係	4
第2章 外部監査の結果および意見	5
第3章 こども・子育て支援事業の概要	7
I わが国の子ども・子育て支援に関する施策	7
1 わが国の人口・出生率に関する状況推移	7
2 わが国の子ども・子育て環境	12
3 わが国の少子化対策の取り組み	27
4 わが国の保育所・幼稚園・認定こども園の制度	41
5 子ども・子育て支援新制度	50
II 市における子ども・子育て事業の概要	67
1 市の人口ビジョン	67
2 市における子ども・子育て事業の位置づけ	73
3 市における子ども・子育て事業の担当部局	80
4 市における個別の子ども・子育て事業	82
5 尼崎の幼児教育・保育	86
6 事務事業シート	109
第4章 幼稚園、保育園、認定こども園	113
I 概要	113
II 監査の実施概要	113
III 監査の検出事項	114
1 公立保育所地域活動事業費（コード番号；3G2K）【48】	114

2	施設型給付費（コード番号；B 4 2 Q）【72】	117
3	一時預かり事業補助金（コード番号；3 L 1 C）【55】	119
4	法人保育施設等特別保育事業等補助金（延長保育）（コード番号；3 L 1 D）【56】	122
5	経験ある保育士配置促進事業補助金（コード番号；3 L 1 F）【58】	125
6	産休等代替職員費補助金（コード番号；3 L 1 H）【60】	128
7	保育環境改善事業費（コード番号；3 L 1 K）【63】	131
8	児童ホーム運営事業費（コード番号；3 Z 1 A）【67】	134
9	児童育成環境整備事業費（コード番号；3 Z 1 M）【92】	137
第5章 その他の子ども・子育て支援		139
I 概要		139
1	わが国における子ども・子育て支援	139
2	市の子ども・子育て支援制度	141
II 監査の実施概要		142
III 監査の検出事項		143
1	病児病後児保育事業費（コード番号；3 D 2 K）【3】	143
2	母子家庭等自立支援給付金事業費（コード番号；3 D 4 8）【6】	146
3	乳幼児等医療費助成事業費（コード番号；3 D 4 A）【7】	149
4	母子家庭等医療費助成事業費（コード番号；3 D 4 K）【8】	155
5	こども医療費助成事業費（コード番号；3 D 4 M）【9】	160
6	神戸婦人同情会等補助金（コード番号；3 D 6 K）【10】	165
7	交通遺児激励事業費（コード番号；3 D 7 1）【11】	168
8	子育てサークル育成事業費（コード番号；3 D 7 D）【13】	173
9	ファミリーサポートセンター運営事業費（コード番号；3 D 7 G）【14】	176
10	あまがさきキッズサポーターズ支援事業費（コード番号；3 D 8 7）【15】	179
11	「こども安全・安心・便利」情報提供事業費（コード番号；3 D 8 8）【16】	184
12	母子家庭等地域生活支援事業費（コード番号；3 F 1 E）【21】	187
13	幼児精密健康診査事業費（コード番号；4 5 1 8）【25】	189
14	母子保健相談指導事業費（コード番号；4 5 2 1）【26】	192
15	妊婦健診事業費（コード番号；4 5 2 2）【27】	195
16	特定不妊治療費助成事業費（コード番号；4 5 2 4）【28】	198
17	こんにちは赤ちゃん事業費（コード番号；4 5 2 6）【29】	201
18	母子歯科保健対策事業費（コード番号；4 5 2 R）【32】	205
19	母子父子福祉資金貸付金（コード番号；U A 2 A）【38】	208
20	子どもの育ちに係る支援センターの機能検討事業費（コード番号；3 D 7 2）【76】	210

21	尼崎市要保護児童対策地域協議会運営事業費（コード番号；3D7B）【78】	214
22	子育て家庭ショートステイ事業費（コード番号；3E31）【80】	217
23	青少年健全育成啓発事業費（コード番号；3Y2A）【81】	221
24	少年補導活動事業費（コード番号；3Y2K）【82】	224
25	成人の日のつどい事業費（コード番号；3Y17）【83】	227
26	青少年団体活動事業費（コード番号；R01C）【96】	230
27	青少年健全育成基金積立金（コード番号；R21A）【98】	232

第1章 包括外部監査の概要

I 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項および尼崎市外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条の規定に基づく包括外部監査

II 選定した特定の事件（テーマ）

「子ども・子育て支援事業に関する事務の執行について」

III 事件を選定した理由

少子高齢化がわが国全体の課題と言われて久しい状態の中、国として少しでも少子化の勢いを減少させるために様々な施策を打ち出している。

尼崎市（以下「市」という。）においても『尼崎人口ビジョン』（平成27年10月）を策定し、将来の人口推移に関して推計している。そこで、国立社会保障・人口問題研究所の人口推計結果を最も基本的な統計データとして市の人口推計をした結果、市の人口は令和22年に35万人を切り、令和42年には最盛期のおよそ半分の26万人程度まで減少するとされている。人口減少の施策についていくつかのシミュレーションを立てた場合の推計結果として、令和22年の人口は38万人、令和42年は34万人程度になると見込んでいる。

人口減少に歯止めをかけるべく、市では『尼崎版総合戦略』（平成27年10月）に3つの基本目標を立てており、このうち「ファミリー世帯の定住・転入の促進」に向けては6つの政策分野を示している。

6つの政策分野の内の「子ども・子育て支援の充実」については、子どもを持ちたいと思う人が子どもを安心して産み育てられるまちを目指して、待機児童の解消ほか複数の取り組みを進めている。この市の方針により、特に幼児保育に関する施設面の充実、そこで働く人員の確保、および子どもを育てている家庭への様々な支援を実施している。

この方針は、子育て世代の市民のみならず、市民全体にとっても、将来の市の骨格をなす人口維持という面で非常に重要な施策であり、実施状況、実施結果の妥当

性などについても非常に関心が高い事項であると考ええる。

このため、包括外部監査において“子ども・子育て支援”に関する一連の事務事業の内容について検討することは有用であると考えられ、テーマとして選定した。

IV 監査対象部局

子ども・子育て支援に関する事務の執行を行う部局（主に、こども青少年局、健康福祉局、教育委員会事務局）のうち該当する部課

V 監査の対象年度

原則として平成 30 年度、つまり平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までに実施された事務事業。

ただし、必要に応じて、平成 29 年度以前の各年度および平成 31 年度についても対象とした。

VI 監査の着眼点および実施した手続

監査の着眼点は以下のとおりである。

1. 各事務事業の経済性（使用料が合理的水準に定められているか）
2. 各事務事業の有効性（事業目的を達成しているか）
3. 各事務事業の効率性（事業が効率的に行われているか）
4. 各事務事業の実施意義
5. 各事務事業の合理性
6. 組織運営の適切性（組織、人的資源）
7. 契約事務・支出事務の法規準拠性
8. 公有財産・備品・物品の管理の適切性
9. 過年度包括外部監査結果に関する措置状況
10. 内部統制の整備状況・運用状況

実施した手続は以下のとおりである。

1. 関係法令、条例、規則、規程等の根拠規程の収集および確認
2. 事務事業概況に関する諸資料の収集、閲覧
3. 現地視察および固定資産台帳、備品台帳等管理資料との整合性確認
4. 関係者からの事務事業概況聴取および質疑
5. 内部統制の整備・運用状況の確認
6. 関係書類の閲覧、照合、担当者への確認

Ⅶ 監査の実施期間

令和元年7月1日から令和2年1月27日まで

Ⅷ 包括外部監査人および補助者

1 包括外部監査人

資格等	氏名
公認会計士	福井 剛

2 補助者

(あいうえお順に記載)

資格等	氏名
公認会計士	池田 学
公認会計士	井堂 裕功
公認会計士	井原 文彦
公認会計士	大谷 泰史
公認会計士	岡村 新平
公認会計士	高橋 潔弘
公認会計士	成田 将吾
公認会計士	湯本 規子
公認会計士試験合格者	喜多村 広作
公認会計士試験合格者	平野 雅士

Ⅸ 利害関係

市と包括外部監査人および補助者との間には、監査の対象とした事件について地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第2章 外部監査の結果および意見

この報告書は、今回の監査の過程において発見された個別検出事項を「指摘」と「意見」に分けて示している。

個別検出事項	法的根拠	内容
指 摘	監査の結果（地方自治法第252条の37第5項）	違法（法令、条例、規則等の違反）ないし不当（違法ではないが実質的に妥当性を欠くこと、又は不適當なこと）な事由であり、指摘すべき事項に該当すること。
意 見	監査の結果に関する報告に添えて提出する意見（地方自治法第252条の38第2項）	前述の「指摘」には当たらないものの、包括外部監査人が個別検出事項として特に意見を付すことが適當と判断すること。

なお、個別検出事項については、包括外部監査の対象部局が対応する事項であるが、その改善に対しては、対象部局のみならず、市の他の部局等の検討・協力も必要であることを付言する。

以下、「第3章 子ども・子育て支援事業の概要」「第4章 幼稚園、保育園、認定こども園」「第5章 その他の子ども・子育て支援」に分けて、各々事務事業の概要とともに外部監査の指摘および意見を記載する。子ども・子育て支援に共通する事項については、「第3章 子ども・子育て支援事業の概要」にて記載をしている。

各章とも、市において実施されている子ども・子育て支援事業としての事務事業について、毎年事務事業評価を行っており、その結果を「事務事業シート」としてまとめている。今回は「令和元年度事務事業シート」をベースに各事務事業を中心として検討を進めている。

「令和元年度事務事業シート」を基に検討を行った内容については、「令和元年度事務事業シート」記載の①事業目的・事業概要・実施内容、②事業成果の点検、③事業費の概要を付記するとともに、監査として行った内容を示した上で監査の結果としての指摘ないし意見を付すようにしている。

「事務事業シート」の観点以外で検討した事項については、①事務事業の概要・実施内容、②事業費の概要を付記するとともに、監査として行った内容を示した上で監査の結果としての指摘ないし意見を付すようにしている。

以下に、報告書における検出事項の状況を一覧として示す。

監査項目	指摘	意見
第3章 こども・子育て支援事業の概要		
Ⅱ 市における子ども・子育て事業の概要	3	10
3 市における子ども・子育て事業の担当部局	1	
4 市における個別の子ども・子育て事業		1
5 尼崎の幼児教育・保育	1	9
6 事務事業シート	1	
第4章 幼稚園、保育園、認定こども園		
Ⅲ 監査の検出事項	4	5
1 公立保育所地域活動事業費（コード番号；3 G 2 K）【48】		1
2 施設型給付費（コード番号；B 4 2 Q）【72】	1	
3 一時預かり事業補助金（コード番号；3 L 1 C）【55】	1	
4 法人保育施設等特別保育事業等補助金（延長保育）（コード番号；3 L 1 D）【56】	1	
5 経験ある保育士配置促進事業補助金（コード番号；3 L 1 F）【58】		1
6 産休等代替職員費補助金（コード番号；3 L 1 H）【60】		1
7 保育環境改善事業費（コード番号；3 L 1 K）【63】	1	
8 児童ホーム運営事業費（コード番号；3 Z 1 A）【67】		1
9 児童育成環境整備事業費（コード番号；3 Z 1 M）【92】		1
第5章 その他の子ども・子育て支援		
Ⅲ 監査の検出事項	1	51
1 病児病後児保育事業費（コード番号；3 D 2 K）【3】		1
2 母子家庭等自立支援給付金事業費（コード番号；3 D 4 8）【6】		1
3 乳幼児等医療費助成事業費（コード番号；3 D 4 A）【7】		6
4 母子家庭等医療費助成事業費（コード番号；3 D 4 K）【8】		5
5 こども医療費助成事業費（コード番号；3 D 4 M）【9】		5
6 神戸婦人同情会等補助金（コード番号；3 D 6 K）【10】		1
7 交通遺児激励事業費（コード番号；3 D 7 1）【11】		3
8 子育てサークル育成事業費（コード番号；3 D 7 D）【13】		1
9 ファミリーサポートセンター運営事業費（コード番号；3 D 7 G）【14】		1
10 あまがさきキッズサポーターズ支援事業費（コード番号；3 D 8 7）【15】		5
11 「こども安全・安心・便利」情報提供事業費（コード番号；3 D 8 8）【16】		2
12 母子家庭等地域生活支援事業費（コード番号；3 F 1 E）【21】		1
13 幼児精密健康診査事業費（コード番号；4 5 1 8）【25】		1
14 母子保健相談指導事業費（コード番号；4 5 2 1）【26】		2
15 妊婦健診事業費（コード番号；4 5 2 2）【27】		1
16 特定不妊治療費助成事業費（コード番号；4 5 2 4）【28】		1
17 こんにちは赤ちゃん事業費（コード番号；4 5 2 6）【29】		2
18 母子歯科保健対策事業費（コード番号；4 5 2 R）【32】		1
19 母子父子福祉資金貸付金（コード番号；U A 2 A）【38】		1
20 子どもの育ちに係る支援センターの機能検討事業費（コード番号；3 D 7 2）【76】	1	
21 尼崎市要保護児童対策地域協議会運営事業費（コード番号；3 D 7 B）【78】		1
22 子育て家庭ショートステイ事業費（コード番号；3 E 3 1）【80】		2
23 青少年健全育成啓発事業費（コード番号；3 Y 2 A）【81】		2
24 少年補導活動事業費（コード番号；3 Y 2 K）【82】		2
25 成人の日のつどい事業費（コード番号；3 Y 1 7）【83】		1
26 青少年団体活動事業費（コード番号；R 0 1 C）【96】		1
27 青少年健全育成基金積立金（コード番号；R 2 1 A）【98】		1
合計	8	66

第3章 こども・子育て支援事業の概要

I わが国の子ども・子育て支援に関する施策

以下、内閣府「令和元年版 少子化社会対策白書」の記載事項を基に、わが国の子ども・子育て支援に関する各事項について記載する。

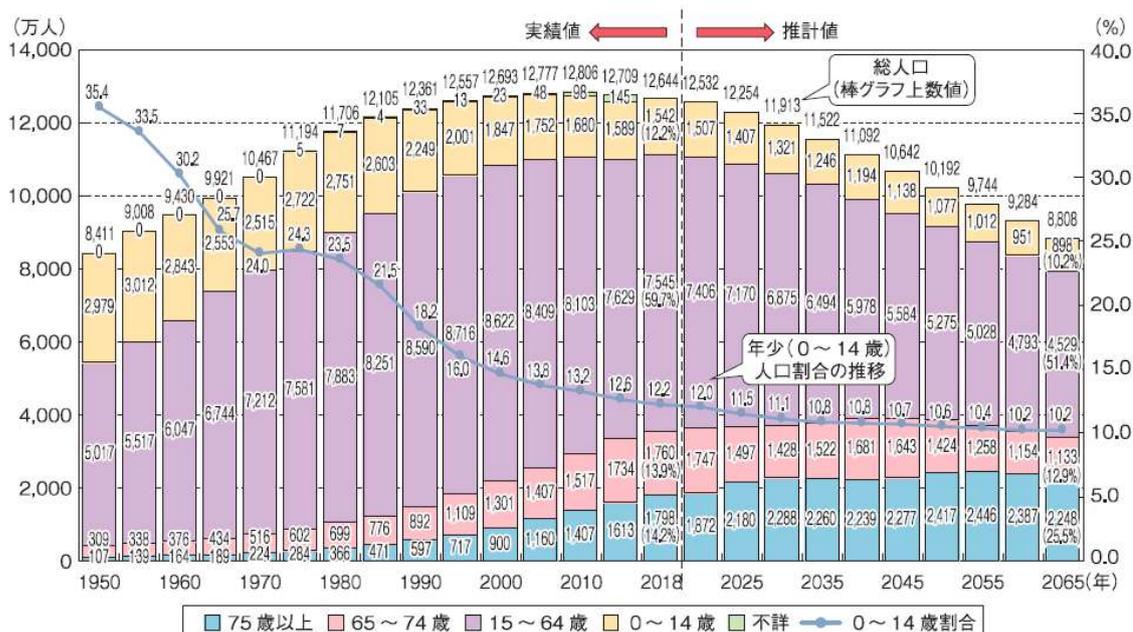
<参考>内閣府 令和元年版 少子化社会対策白書 全体版

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/whitepaper/measures/w-2019/r01pdfhonpen/r01honpen.html>

1 わが国の人口・出生率に関する状況推移

内閣府「令和元年版 少子化社会対策白書」によると、「わが国の総人口および人口構造の推移と見通し」および「出生数および合計特殊出生率の年次推移」は下図のようになっている。

【わが国の総人口および人口構造の推移と見通し】

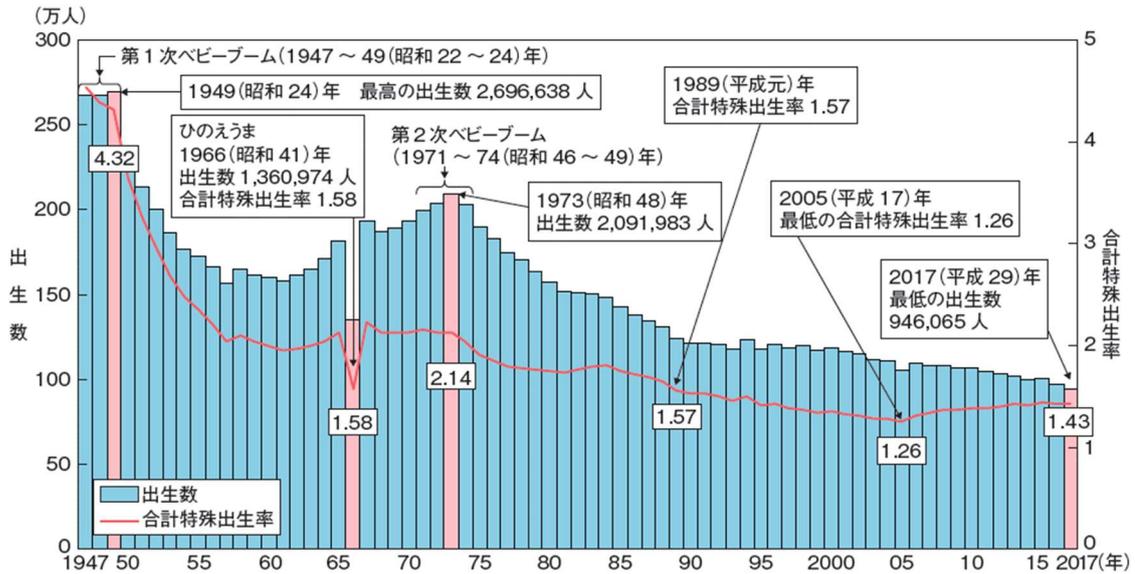


資料：平成27年までは総務省「国勢調査」、平成30年は総務省「人口推計」（平成30年10月1日現在確定値）、2020（令和2）年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果。

注：平成30年以降の年齢階級別人口は、総務省統計局「平成27年国勢調査年齢・国籍不詳をあん分した人口（参考表）」による年齢不詳をあん分した人口に基づいて算出されていることから、年齢不詳は存在しない。なお、1950~2015年の年少人口割合の算出には分母から年齢不詳を除いている。

注：年齢別の結果からは、沖縄県の昭和25年70歳以上の外国人136人（男55人、女81人）および昭和30年70歳以上23,328人（男8,090人、女15,238人）を除いている。

【出生数および合計特殊出生率の年次推移】



資料：厚生労働省「人口動態統計」

(1) 戦前

昭和16年1月22日、「人口政策確立要綱」が近衛文麿内閣にて閣議決定された。当時、わが国は大東亜共栄圏の確立を目指しており、人口増強策を推進していた。その背景で生まれた「人口政策確立要綱」は軍国主義的な人口政策であったことは否めないが、当時の新聞記事には、「日本民族悠久の発展へ 人口政策要綱案なる 近く閣議に付議決定」（朝日新聞昭和16年1月16日）、そして、「一家庭に平均5児を 一億目指し大和民族の進軍」（同昭和16年2月23日）とある。当時のわが国の総人口は7,350万人だったが、軍国主義を支えるための人口増強策として、具体的に子どもを5人以上産むようにという国民へ呼びかけている。わが国は国として「産めよ、殖やせよ」という標語により、「兵力・労働力の増強」を目指していた。

終戦の年である昭和20年の10月現在のわが国の人口は7,214万人であった。

(2) 戦後

戦後まもなく第1次ベビーブーム（昭和22～24年）が起こり、年間の出生数は約270万人であった。この間の合計特殊出生率^(※)を見ると、4.3を超えていた。昭和25年10月現在のわが国の人口は8,320万人となった。

(※)合計特殊出生率:ある期間において測定された女性の年齢別出生率を再生産年齢(通常15～49歳)にわたって合計したもの。昭和22年より統計が始まっている。

(3) 高度経済成長期

昭和41年は、“ひのえうま（丙午）”の年であり出生数が一時減少（合計特殊出生率は1.58）した。しかし、その後の高度経済成長期において第2次ベビーブーム（昭和46～49年）が起これ、この間、年間の出生数は約210万人を数え、合計特殊出生率は2.1程度であった。また、昭和42年10月時点には人口が初めて1億人を超えた（100,196千人）。

(4) バブル崩壊、1.57ショック

昭和から平成にかけてのバブル経済絶頂期にも、合計特殊出生率の低下は進み、一部の専門家の間では危惧されていたものの、まだ多くの国民に周知されていなかった。しかし、バブル崩壊直前である平成元年に、統計を取り始めてそれまで最低であった昭和41年のひのえうまの時の合計特殊出生率1.58を初めて割る1.57という値を記録し、“1.57ショック”と呼ばれた。このことがわが国における人口減少傾向に脚光が浴びることとなる契機となった。その後も合計特殊出生率は下がり続け、平成17年に過去最低となる1.26を記録した。総人口の増加率も減少し、平成22年10月時点で128,057千人とピークを迎え、その後は人口減少に転じている。国の統計予測によれば、令和35年には1億人を割る見込みとなっている。

(5) 世界各国の状況

合計特殊出生率の減少は、わが国だけでなく先進国でも同じ傾向となっており、平成29年の各国別の状況は下記のとおりである。これを見ると、参考とした国・地域はいずれも合計特殊出生率は2.00を下回っており、わが国だけではなく、他の国・地域においても人口減少が顕著となってきたことがわかる。

各国においても、将来的な人口の方向性の目標を模索しつつ人口減少の歯止めをかけるべく、各種政策を実施している状況である。

出典；内閣府作成 平成30年度 少子化の状況及び少子化への対処施策の概況

諸外国の合計特殊出生率（欧米）

国・地域	年次	合計特殊出生率
フランス	平成29年	1.90
スウェーデン	平成29年	1.76
アメリカ	平成29年	1.76
イギリス	平成29年	1.76
ドイツ	平成29年	1.57
日本	平成29年	1.43
イタリア	平成29年	1.32

諸外国の合計特殊出生率（アジア）

国・地域	年次	合計特殊出生率
日本	平成29年	1.43
シンガポール	平成29年	1.16
香港	平成29年	1.13
台湾	平成29年	1.13
韓国	平成29年	1.05

そういったなかで、人口減少抑制に対する一策として、家族関係社会支出（＝家族を支援するために支出される現金給付および現物給付）の有効性について議論されている。

内閣府作成「平成30年度 少子化の状況および少子化への対処施策の概況」では、下記記述がされている（第1章 2 出生数、出生率の推移）。

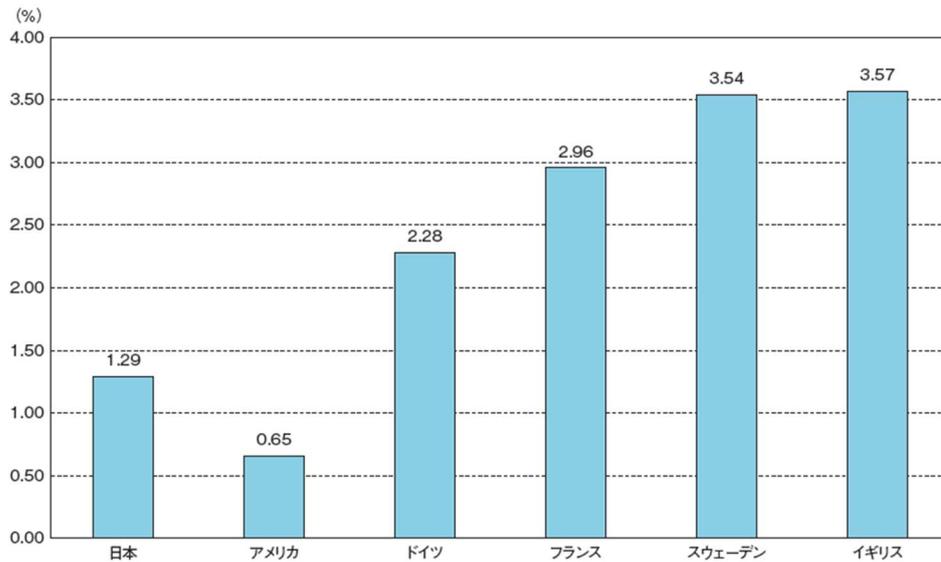
「特に、フランスやスウェーデンでは、合計特殊出生率が1.5～1.6台まで低下した後、回復傾向となり、2000年代後半には2.0前後まで上昇した。これらの国の家族政策の特徴をみると、フランスでは、かつては家族手当等の経済的支援が中心であったが、1990年代以降、保育の充実へシフトし、その後さらに出産・子育てと就労に関して幅広い選択ができるような環境整備、すなわち「両立支援」を強める方向で政策が進められた。スウェーデンでは、比較的早い時期から、経済的支援と併せ、保育や育児休業制度といった「両立支援」の施策が進められてきた。また、ドイツでは、依然として経済的支援が中心となっているが、近年、「両立支援」へと転換を図り、育児休業制度や保育の充実等を相次いで打ち出している。しかしながら、フランスやスウェーデンの合計特殊出生率は2010年頃から再び低下傾向にあり、直近（2017年）ではそれぞれ1.90、1.78となっている。」

「家族関係社会支出の対GDP比を見てみると、わが国は、1.29%（平成28年度）となっている。国民負担率などの違いもあり、単純に比較はできないが、フランスやスウェーデンなどの欧州諸国と比べて低水準となっており、現金給付、現物給付を通じた家族政策全体の財政的な規模が小さいことが指摘されている。」

わが国でも、海外各国での施策、特に家族関係社会支出に着目して、人口減少抑止策としての施策方針を出してきていることが伺える。

参考として、各国の家族関係社会支出の対GDP比の比較を示す。

【各国の家族関係社会支出の対 GDP 比の比較】



資料：国立社会保障・人口問題研究所「社会保障費用統計」（平成 28 年度）

注：1. 家族関係社会支出…家族を支援するために支出される現金給付および現物給付（サービス）を計上。

計上されている給付のうち、主なものは以下のとおり（国立社会保障・人口問題研究所「社会保障費用統計」巻末参考資料より抜粋）。

- ・ 児童手当：現金給付、地域子ども・子育て支援事業費
- ・ 社会福祉：特別児童扶養手当、児童扶養手当、保育所運営費等
- ・ 協会健保、組合健保：出産手当金、出産手当附加金
- ・ 各種共済組合：出産手当金、育児休業手当金等
- ・ 雇用保険：育児休業給付、介護休業給付等
- ・ 生活保護：出産扶助、教育扶助
- ・ 就学援助、就学前教育：初等中等教育等振興費、就学前教育

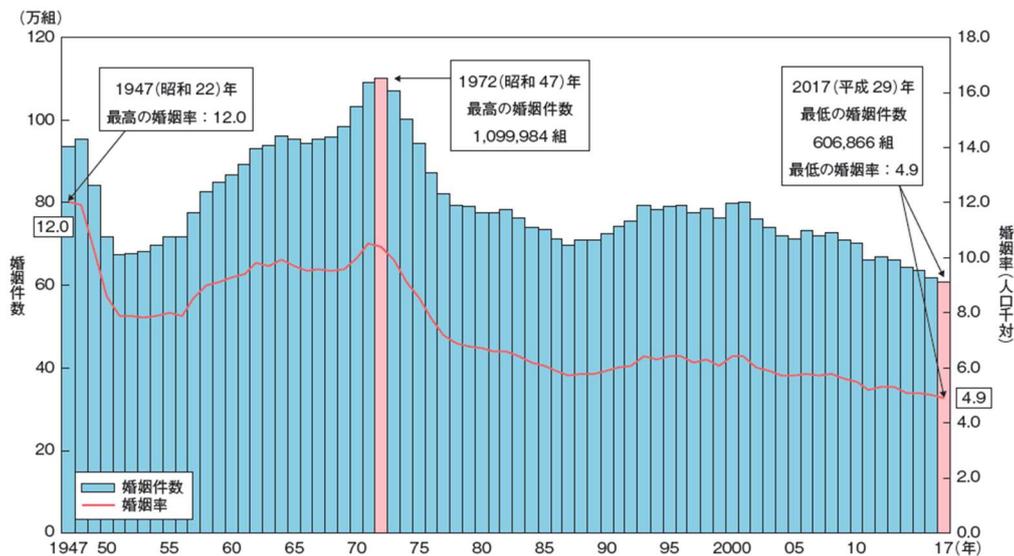
注：2. 日本、アメリカは平成 28 年度、ドイツ、イギリス、フランス、スウェーデンは平成 27 年度

2 わが国の子ども・子育て環境

(1) 低下が続く婚姻件数、婚姻率＝未婚化の進行

先に出生数のグラフを記載したが、出生数のグラフと下記婚姻件数のグラフを比較してみると、明らかに相関関係にあることが伺える。

【婚姻件数および婚姻率の年次推移】



資料：厚生労働省「人口動態統計」

婚姻件数と比較して出生数が減少しているのは、戦後間もない頃と異なり、一家族あたりの子どもの数が減少していることに起因する。これは、婚姻件数が増大しない限り、出生数の増大は困難であることを明らかに示すものである。

婚姻件数についてみると、戦後統計を開始した1947年には100万組弱であったものが、その後約70万組まで減少したものの、第一次ベビーブーム世代が25歳前後の年齢となった昭和45年から昭和49年までにかけて、再度100万組を超えた。

婚姻率（人口千人あたりの婚姻件数）についても、昭和22年には最高である12.0を記録したが、その後減少し、次のピークは第一次ベビーブーム世代の多くが結婚した昭和45年から昭和49年までにかけて、10.0以上であった。

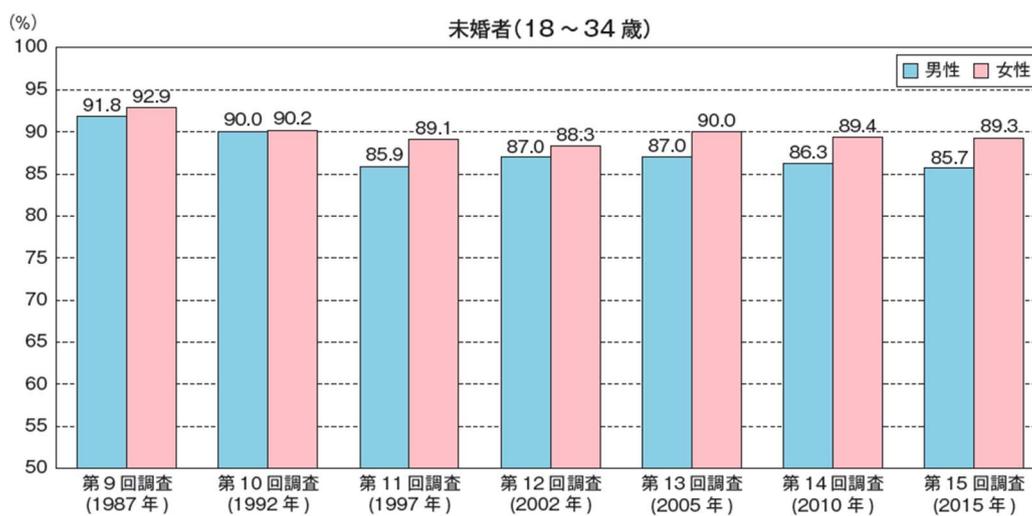
以後、婚姻件数、婚姻率ともに低下傾向になっており、平成29年には、婚姻件数が60万組（対前年比13,665組減少）となり、婚姻率も4.9となっている。1970年代前半と比べると約半分ほどの水準になっていることがわかる。

また、未婚率の上昇も鈍化しているものの以前に比べると高い水準にあり、晩婚化も相まって少子化へ大きく影響を及ぼしていると思われる。

(2) 結婚に対する意識

結婚に対する意識として、いずれ結婚をするつもりと考えている未婚者（18歳～34歳）の割合は、下表にあるように約30年間で大きく変わらず、依然として80数%を維持している。しかしながら、生活スタイルの変化、個人の意識の変化や若年者の非正規雇用割合の高止まりなどによる個人経済力の不安など様々な要因が絡み、結婚にまで至らなくなっているケースが多くみられる。

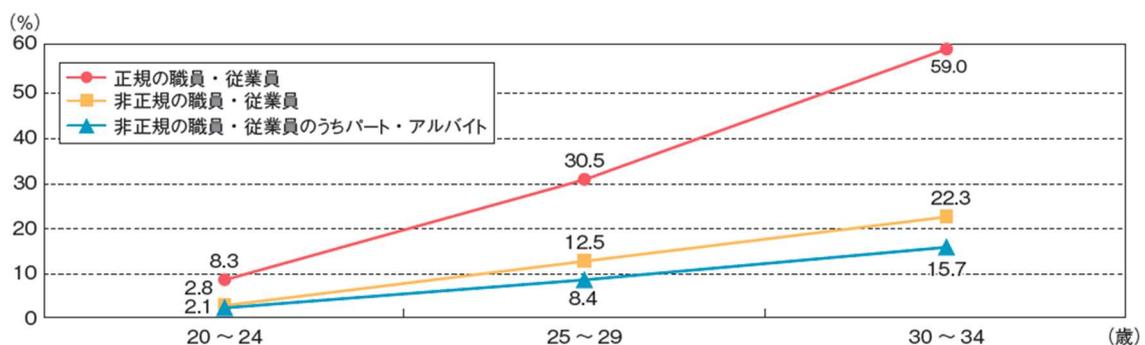
【未婚者（18～34歳）のうち「いずれ結婚するつもり」と答えた者の割合】



資料：国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査（独身者調査）」（平成27年）

このうち特に、経済面での不安が結婚に作用する要因は大きく、正規職員・従業員である場合の有配偶率と非正規の職員・従業員やパート・アルバイトである場合の有配偶率は大きく開きがある。また、男性の年収別有配偶率を見ても、年収が高ければ高いほど有配偶率が高い傾向が見られる。

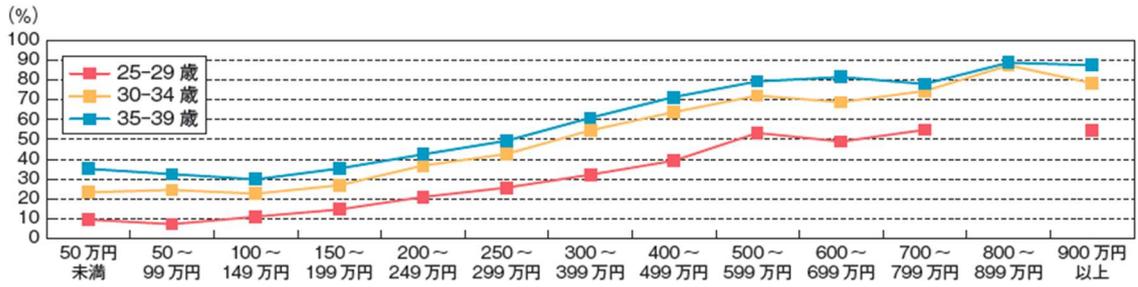
【男性の従業上の地位・雇用形態別有配偶率】



資料：総務省「平成29年就業構造基本調査」を基に作成。

注：数値は、未婚でない者の割合。

【男性の年収別有配偶率】

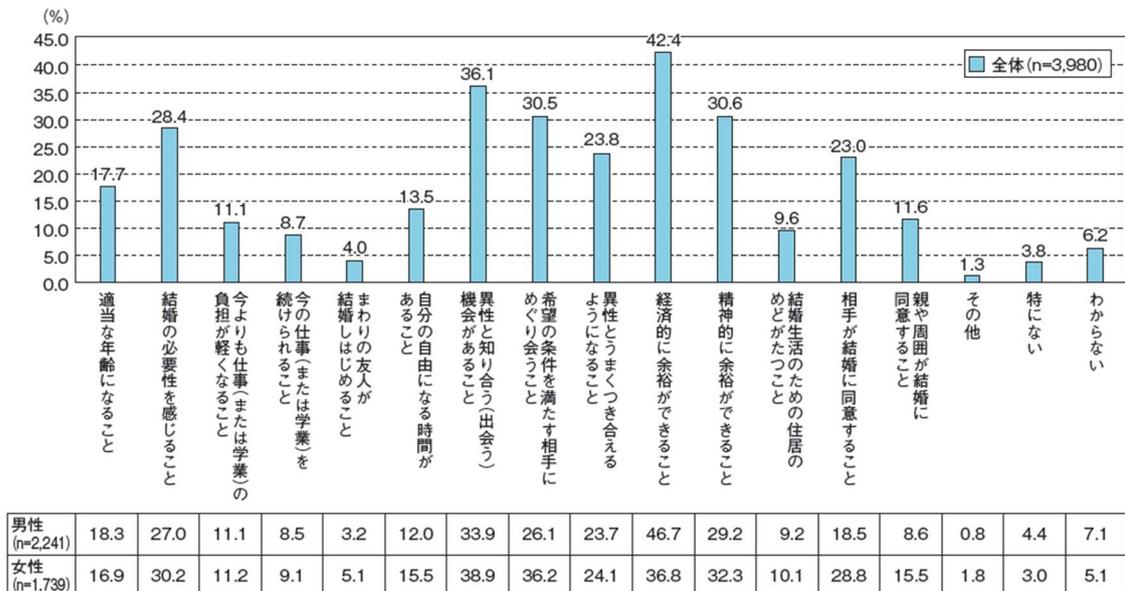


資料：労働政策研究・研修機構「若年者の就業状況・キャリア・職業能力開発の現状②—平成24年版「就業構造基本調査」より—」（平成26年）

注：25歳～29歳の800～899万円の集計区分については標本数が少なく割合が算出できない。

次に、どのような状況になれば結婚するかを、結婚希望者の内で結婚をしていない20～40歳代の男女に対して行ったところ、一番目の理由は「経済的に余裕ができること」となっており、ここでもやはり経済的な要因が一番の要因となっていることがわかる。

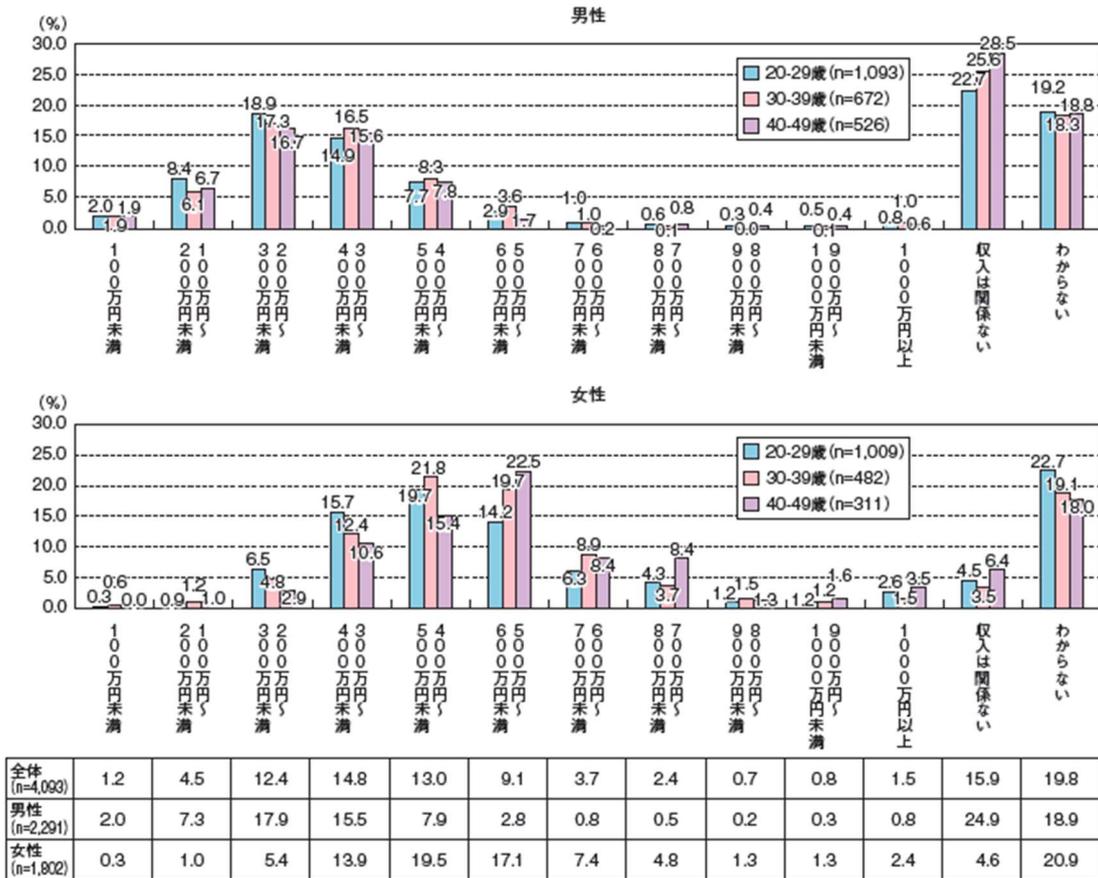
【結婚に必要な状況】



また、結婚相手に求める条件として、理想の年収について調査したところ、男性と女性で少し回答が異なっていることがわかる。男性で最も多い回答は「収入は関係ない」であり、次いで200～300万円未満、その次に300～400万円未満と続くのに対して、女性で最も多い回答は「わからない」であり、次いで500～600万円未満、その次に400～500万円未満となっている。これより女性も社会進出により所得獲得が出来ているとはいえ、やはり家族での所得獲得は夫へ

の期待が大きいことがわかり、男性の側で経済力を持ってないと結婚が難しいというケースがあることが想定される。

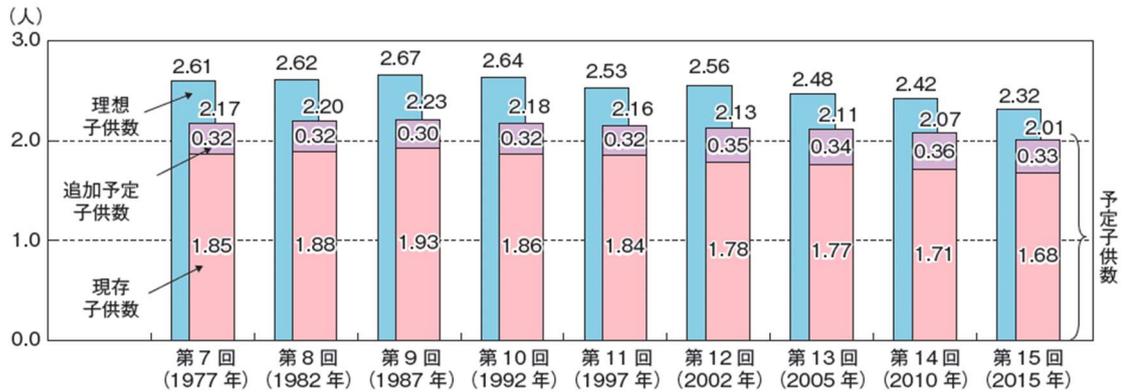
【結婚相手に求める条件（理想の年収）】



(3) 出産に対する意識

夫婦を対象とした内閣府の調査によると、理想的な子どもの数（平均理想子ども数）は、大きな変動はないが徐々に低下傾向にある。国立社会保障・人口問題研究所による調査「出生動向基本調査（夫婦調査）」によれば、第9回調査（1987年）で2.67人とピークだったところ、第15回調査（平成27年）では2.32人となっている。夫婦が実際に持つつもりの子どもの数（予定子ども数＝現存子ども数＋追加予定子ども数）も徐々に減少しており、第9回調査（1987年）で2.23人だったところが直近の第15回調査（平成27年）では2.01人と減少している。

【平均理想子ども数と平均予定子ども数の推移】

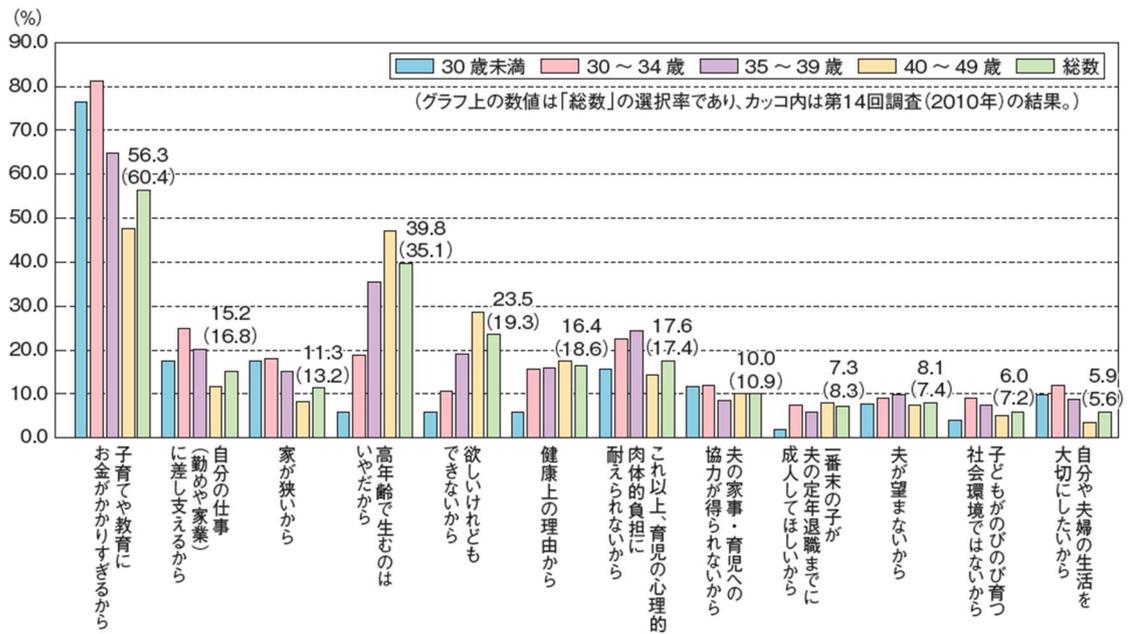


資料：国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査（夫婦調査）」（平成27年）

注：対象は妻の年齢50歳未満の初婚どうしの夫婦。予定子ども数は現存子ども数と追加予定子ども数の和として算出。総数には結婚持続期間不詳を含む。各調査の年は調査を実施した年である。

理想子ども数を持たない夫婦の理由としては、第15回調査（平成27年）では「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」が最も多く、年齢別で相違はあるものの56.3%となっている。次いで多い理由としては、「高年齢で生むのはいやだから」で39.8%となっており、3番目の理由として「欲しいけれども出来ないから」となっており、23.5%となっている。

【妻の年齢別にみた、理想の子ども数を持たない理由】



資料：国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査（夫婦調査）」（平成27年）

注：対象は予定子ども数が理想子ども数を下回る初婚どうしの夫婦。予定子ども数が理想子ども数を下回る夫婦の割合は30.3%。

上位 3 つの理想の子ども数を持たない理由を通して、社会全体として取り組むべき課題を検討してみる。

一つ目の理由については、子育て世代の経済面での負担感が子どもを持つ前に立ち塞がっている様子が見られるため、子育て世代への経済面での負担感の減少をどのように実現していくかが課題であることが伺える。

二つ目の理由については、個人的理由である面が強いが、結婚適齢期とされる比較的若い年齢で結婚に結びつくきっかけ作りを含め、社会全体がサポートできる体制を構築することが求められる。

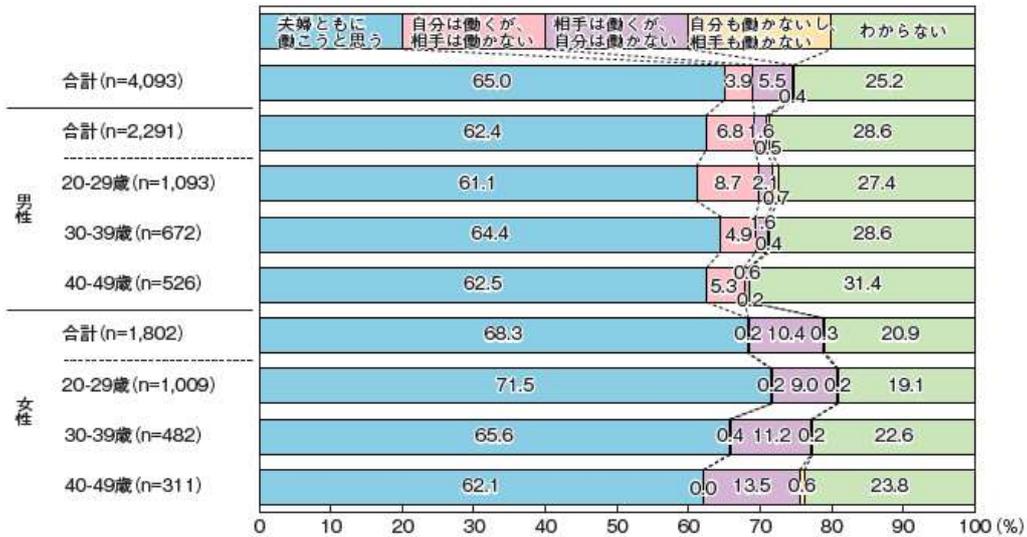
三つ目の理由については、夫婦として子どもを欲しているが健康や身体上の理由から断念していると思われる。不妊治療が想定されることから、この点については、例えば、先進医療（不妊治療等）の受診促進や医療費助成等のサポートにより改善できる余地が残されており、国や市でも対応策を実施している。

この調査から、少子化への対応のための施策の方向性が示されていると考える。

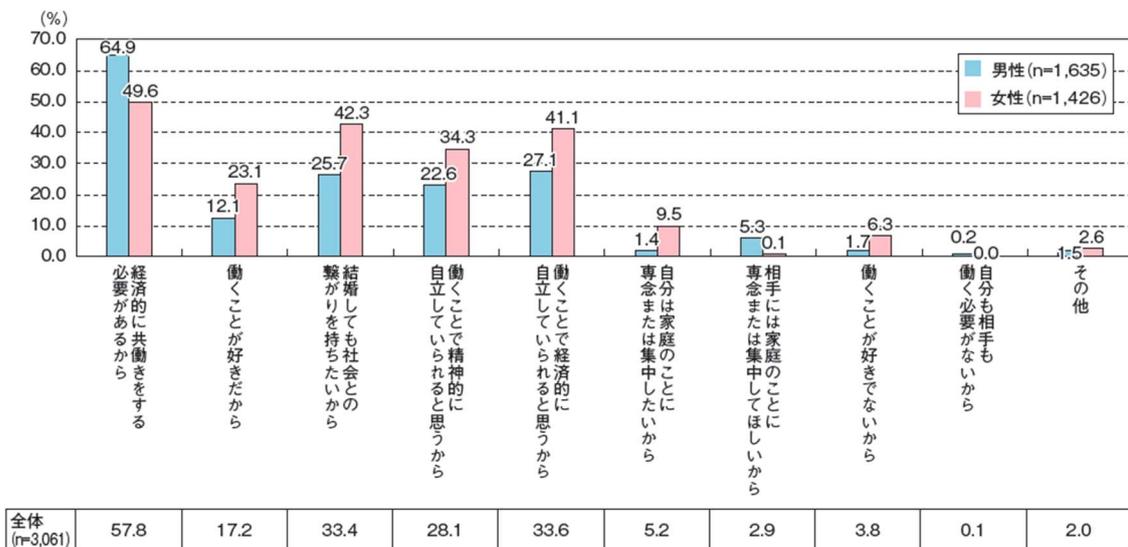
（4）子育てに関する意識

結婚後の夫婦の働き方としては、20～29 歳、30～39 歳、40～49 歳のすべての世代で、「夫婦ともに働こうと思う」が 6 割以上となっており、男女ともほぼ傾向は同じである。その主な理由は、「経済的に共働きをする必要があるから」が男性、女性とも最も多く、経済的必要性から選択している様子が見られる。ただそのほかに、特に女性では「結婚しても社会との繋がりを持ちたいから」「働くことで経済的に自立していただけると思うから」など、40%以上の回答もあり、多様な選択として共働きを選択しているのも事実である。

【結婚後の夫婦の働き方】



【結婚後の働き方についての回答理由】



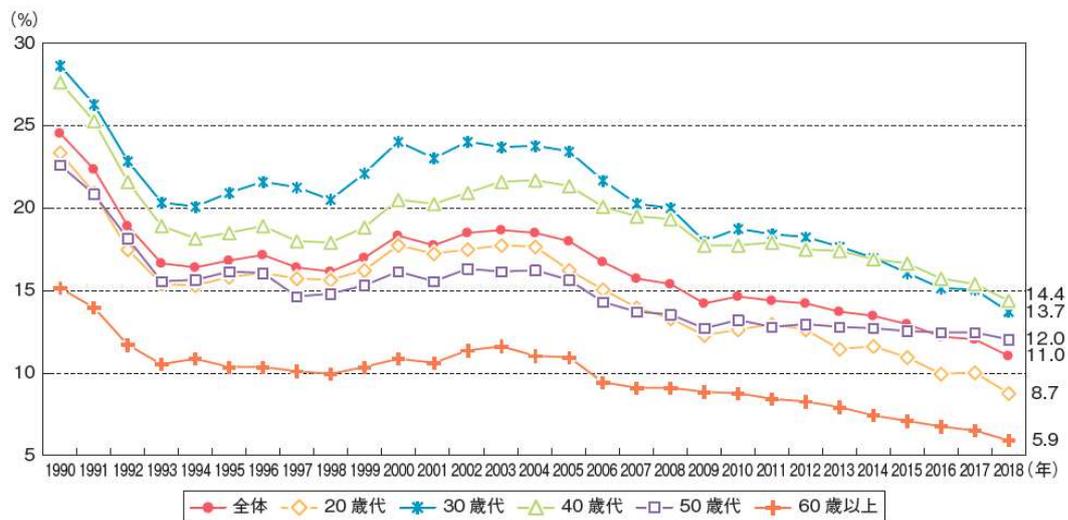
ただ、共働きとなると、育児・子育ての担当もこれまでのような女性中心から、“イクメン”という言葉が定着しつつあるように男女が共同して担当していく必要があるが、子育て世代の男性の長時間労働が問題となっている。

下図を見ると、働き方改革などの社会環境の変化もあり、全体としては残業時間が減少傾向にある。しかしながら、平成30年における週60時間以上労働する男性就業者の割合も1990年に比べると半分程度にはなっているものの、まだ10数%程度あることがわかる。また、世代間で比較すると、子育て世代の中

心的世代である 30 代および 40 代がそれぞれ 13.7%および 14.4%と上位二つを占めており、育児に時間をかけづらい傾向は従前から変わっていない。

下図の海外諸国との比較においても、わが国の男性就業者の長時間労働割合が著しく高いことがよくわかる。わが国において、子どもの数を増やすという観点から、労働環境を見直すこと、特に、子育て中の男性に対する労働環境を改善する施策の実施が必要であるとして、国は様々な対応を模索しているところである。

【年齢別就業時間が週 60 時間以上の男性就業者の割合の推移】

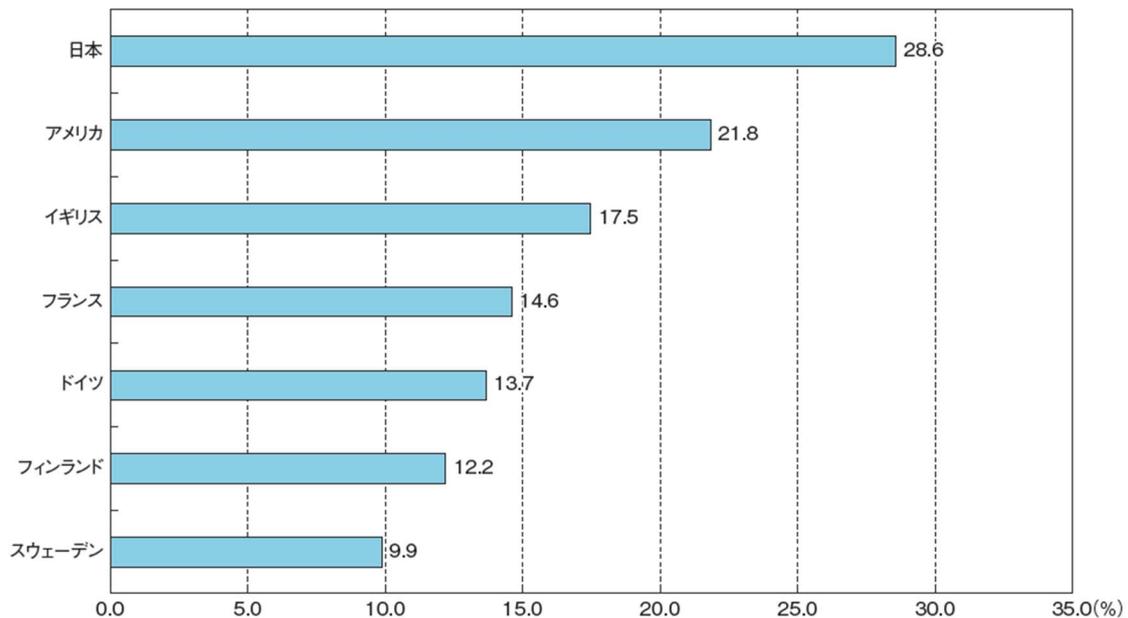


資料：総務省「労働力調査」

注：1. 数値は、非農林業就業者（休業者を除く）総数に占める割合。

2. 2011（平成 23）年の値は、岩手県、宮城県および福島県を除く全国結果。

【男性就業者の長時間労働の割合（国際比較）】



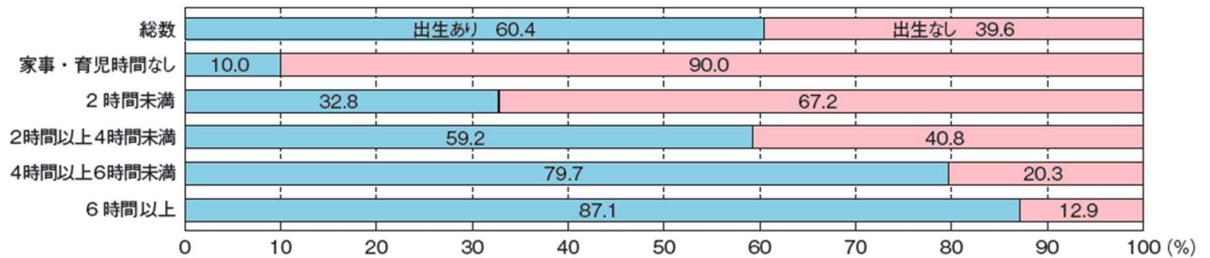
資料：労働政策研究・研修機構「データブック国際労働比較 2018」（平成 30 年）

- 注：1. ここでいう長時間とは、ILOSTAT の労働時間別就業者統計において、上記掲載国に共通する最長の区分である週 49 時間以上を指す。原則、全産業、就業者を対象。
2. 日本、フランス、イギリス、ドイツ、フィンランド、スウェーデンは平成 28 年、アメリカは平成 24 年。

また、下図によると、男性の家事・育児時間と第 2 子以降の出生状況には相関関係が見られることがわかる。つまり、夫が休日に家事・育児に費やす時間が長ければ長いほど第 2 子の出生が増大しており、夫が家事・育児に関与する時間が長ければ長いほど、家庭での妻の自由な時間も増え、子育てに対する妻の負担感を和らげる効果をもたらし、出生数が増える傾向が出ていることがわかる。

男性が子育てや家事に従事する時間は、以前に比べると増えているとはいえ、平成 28 年での 6 歳未満の子どもを持つ夫の家事・育児関連時間は 1 日あたり 1.23 時間にとどまっており、海外諸国との比較では圧倒的に少なく、先進諸国の中では最低水準であることがわかる。

【夫の休日の家事・育児時間別にみた第2子以降の出生の状況】



資料：厚生労働省「第14回21世紀成年者縦断調査（平成14年成年者）」（平成27年）

注：1. 集計対象は、①又は②に該当し、かつ③に該当する同居夫婦である。ただし、妻の「出生前データ」が得られていない夫婦は除く。

①第1回調査から第14回調査まで双方から回答を得られている夫婦

②第1回調査時に独身で第13回調査までの間に結婚し、結婚後第14回調査まで双方から回答を得られている夫婦

③出生前調査時に子ども1人以上ありの夫婦

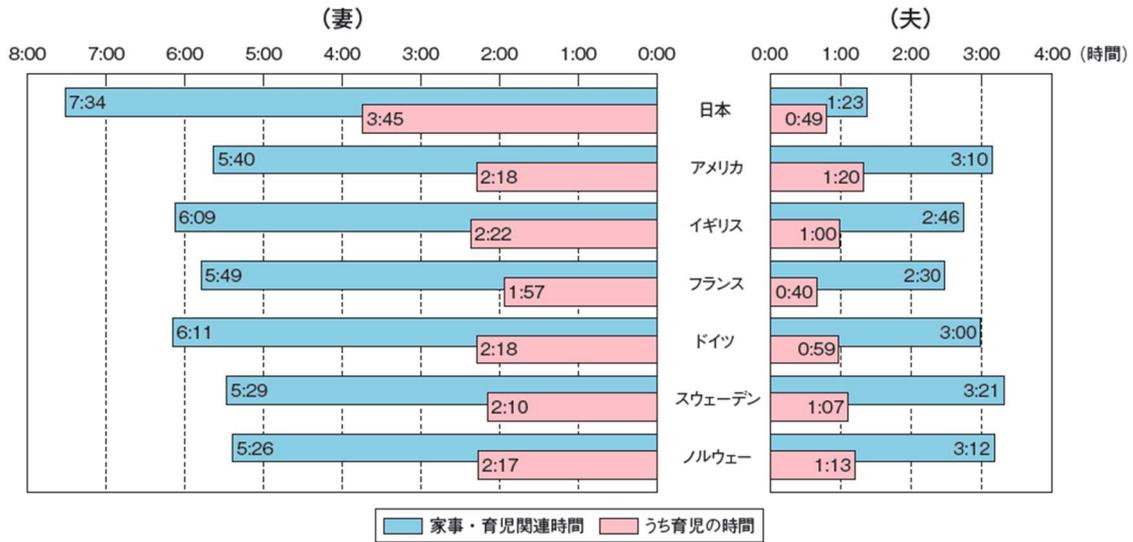
2. 家事・育児時間は、「出生あり」は出生前調査時の、「出生なし」は第13回調査時の状況である。

3. 13年間で2人以上出生ありの場合は、末子について計上している。

4. 「総数」には、家事・育児時間不詳を含む。

男性が子育てや育児のために休職することに対して、未だ社会の理解や制度の整備と運用の充実が図られていない状況である。ただ、徐々にではあるものの働き方改革との関連もあり、国としての子ども・子育てを支援していく方針から、男性の育児に関与する割合を増加させるための方策は、今後も増えていくことと思われる。

【6歳未満の子どもを持つ夫婦の家事・育児関連時間(1日当たり・国際比較)】



(備考) 1. Eurostat “How Europeans Spend Their Time Everyday Life of Women and Men” (2004)、Bureau of Labor Statistics of the U.S. “American Time Use Survey” (2016) および総務省「社会生活基本調査」(平成 28 年) より作成。
 2. 日本の数値は、「夫婦と子供の世帯」に限定した夫と妻の 1 日当たりの「家事」、「介護・看護」、「育児」および「買い物」の合計時間(週全体平均)である。
 資料：内閣府資料

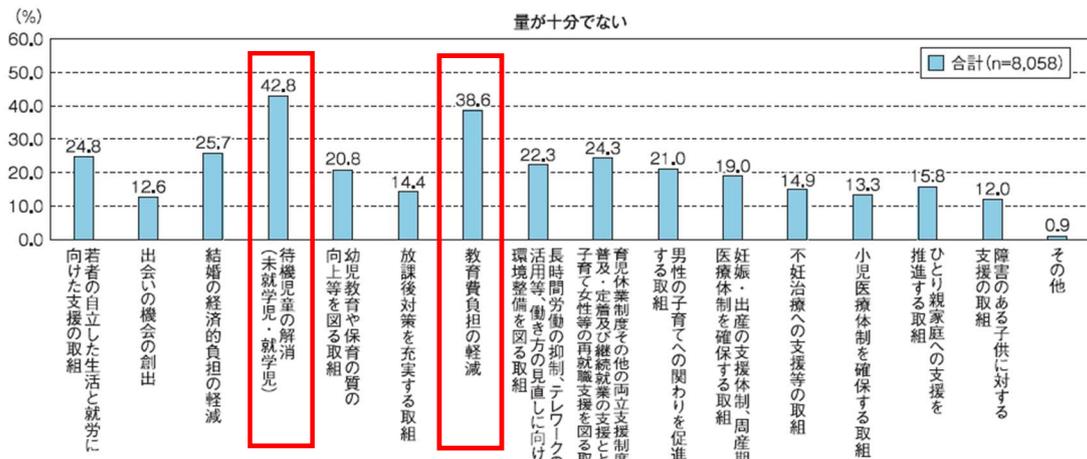
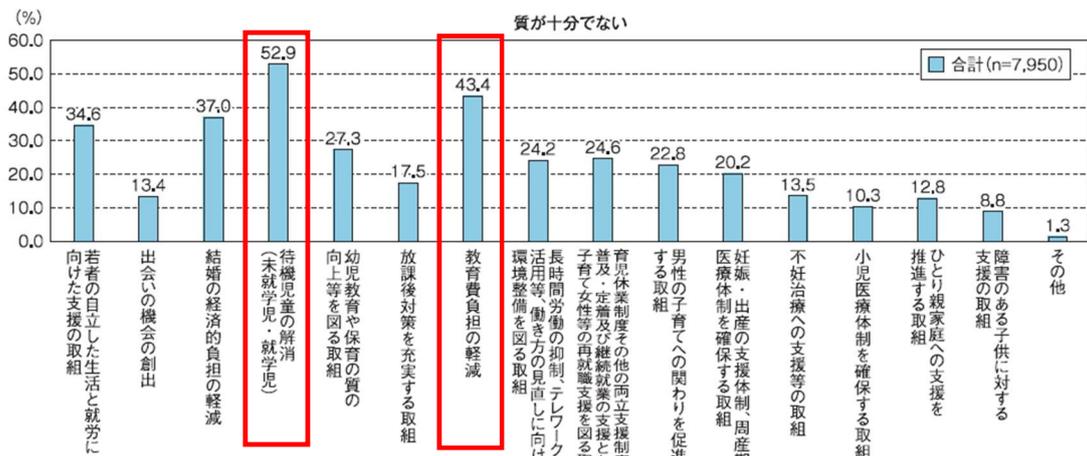
国の子育て支援への取り組みについて、20～50 歳代の男女(11,889 人)に対して国や地方自治体の現在の少子化対策(結婚・妊娠・出産・子育て支援等)への質・量とも十分かどうかの調査では、「質・量ともに十分ではない」との回答が「未婚(男性)(女性)」「既婚・子どもなし(男性)(女性)」「既婚・子どもあり(男性)(女性)」のいずれにおいても最も多く、50 数%～70 数%となっている。

回答として質・量で十分でないとした理由としては、1 位は「待機児童の解消(未就学児・就学児)」であり、次いで「教育費負担の軽減」が挙げられている。

【国の子育て支援の取り組みへの評価】



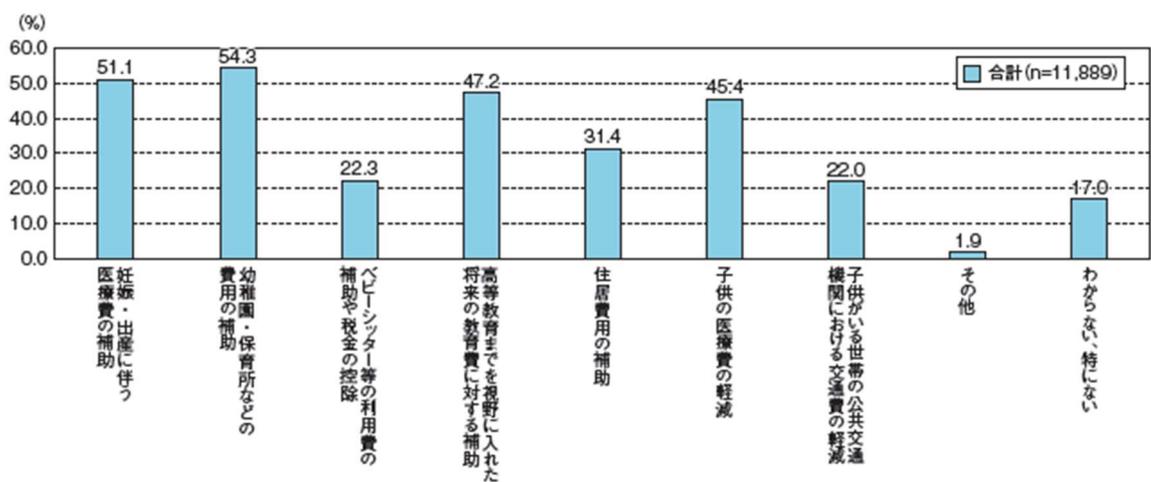
【質・量が十分でないと思う取り組み】



「安心して希望どおりの子どもを持つための条件」に関する調査では、下図のとおり、1位が「幼稚園・保育所などの費用の補助」、2位が「妊娠・出産に伴う医療費の補助」、3位が「高等教育までの視野に入れた将来の教育費に対する補助」、4位が「子供の医療費の軽減」となっている。子ども・子育ての過程で負担となる家族支出の経済的補助や軽減を求めていることが伺える。

このため、国の政策としても子育て世代の要望にどれだけ応えていけるかが少子化緩和もしくは解消のための鍵になると考える。

【安心して希望どおりの子どもを持つための条件】

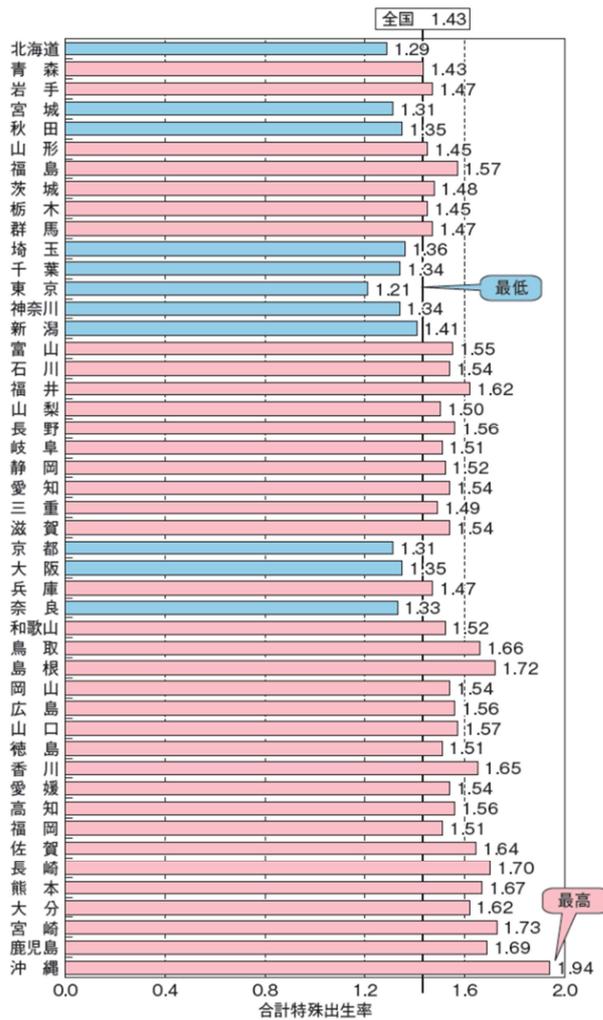


(5) 地域比較

参考までに、平成 29 年での都道府県別合計特殊出生率を下記に示す。

この表を見る限り、市のある兵庫県の出産率は全国平均 1.43 よりも若干高めの 1.47 となっており、かつ、平成 17 年と平成 29 年の比較でも全国平均の増加幅 0.17 を上回る増加幅 0.22 となっている。

【都道府県別合計特殊出生率（平成 29 年）】



都道府県	2017年 (確定数) (a)	2016年 (確定数) (b)	2005年 (確定数) (c)	増減幅 (a-b)
北海道	1.29	1.29	1.15	0.14
青森	1.43	1.48	1.29	0.14
岩手	1.47	1.45	1.41	0.06
宮城	1.31	1.34	1.24	0.07
秋田	1.35	1.39	1.34	0.01
山形	1.45	1.47	1.45	0.00
福島	1.57	1.59	1.49	0.08
茨城	1.48	1.47	1.32	0.16
栃木	1.45	1.46	1.40	0.05
群馬	1.47	1.48	1.39	0.08
埼玉	1.36	1.37	1.22	0.14
千葉	1.34	1.35	1.22	0.12
東京	1.21	1.24	1.00	0.21
神奈川	1.34	1.36	1.19	0.15
新潟	1.41	1.43	1.34	0.07
富山	1.55	1.50	1.37	0.18
石川	1.54	1.53	1.35	0.19
福井	1.62	1.65	1.50	0.12
山梨	1.50	1.51	1.38	0.12
長野	1.56	1.59	1.46	0.10
岐阜	1.51	1.54	1.37	0.14
静岡	1.52	1.55	1.39	0.13
愛知	1.54	1.56	1.34	0.20
三重	1.49	1.51	1.36	0.13
滋賀	1.54	1.56	1.39	0.15
京都	1.31	1.34	1.18	0.13
大阪	1.35	1.37	1.21	0.14
兵庫	1.47	1.49	1.25	0.22
奈良	1.33	1.36	1.19	0.14
和歌山	1.52	1.50	1.32	0.20
鳥取	1.66	1.60	1.47	0.19
島根	1.72	1.75	1.50	0.22
岡山	1.54	1.56	1.37	0.17
広島	1.56	1.57	1.34	0.22
山口	1.57	1.58	1.38	0.19
徳島	1.51	1.51	1.26	0.25
香川	1.65	1.64	1.43	0.22
愛媛	1.54	1.54	1.35	0.19
高知	1.56	1.47	1.32	0.24
福岡	1.51	1.50	1.26	0.25
佐賀	1.64	1.63	1.48	0.16
長崎	1.70	1.71	1.45	0.25
熊本	1.67	1.66	1.46	0.21
大分	1.62	1.65	1.40	0.22
宮崎	1.73	1.71	1.48	0.25
鹿児島	1.69	1.68	1.49	0.20
沖縄	1.94	1.95	1.72	0.22
全国	1.43	1.44	1.26	0.17

資料：厚生労働省「人口動態統計」

(6) 人口減少社会の到来

今後、人口減少が加速的に進んでいくと見込まれており、平成 26 年 5 月に民間の有識者会議である「日本創成会議」が公表した推計では、令和 22 年には現在の約半数にあたる 896 の自治体が人口減少により消滅する可能性があると言われている。この推計の公表は、国全体で真剣に検討していく必要があることを認識する大きな契機となるほどインパクトのあるものであった。

現状のままでは 2060 年には人口が 8,647 万人になると推計されており、人口減少に歯止めをかけ、1 億人程度の安定した人口構造を確保するためには、各地域がそれぞれ特徴を活かした自律的で持続可能な社会を創生する必要がある。そこで、平成 26 年 9 月に「地方創生担当大臣」を新設するとともに、「まち・ひと・しごと創生本部」が立ち上げられた。

また、人口減少に歯止めをかけ、活力あるわが国を維持することを目的とする「地方創生」を実現するため、50年後の展望を示す「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と今後5カ年の目標や施策の基本的方向、具体的施策をまとめた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（“国の総合戦略”）が平成26年12月に閣議決定された。

国の総合戦略の概要は以下のとおりである。

出典：尼崎版総合戦略

国の総合戦略の概要

(1) 基本的な考え方

①人口減少と地域経済縮小の克服

ア. 「東京一極集中」の是正、イ. 若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現、ウ. 地域特性に即した地域課題の解決

②まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立

(2) まち・ひと・しごとの創生に向けた政策の5原則

①自立性

構造的な問題に対処し、地方公共団体等の自立につながる取組を支援する。

②将来性

地方が自主的かつ主体的に、夢を持って前向きに取り組むことを支援する。

③地域性

各地域の実態に合った施策を、受け手側の視点に立って支援する。

④直接性

最大限の成果を上げるため、直接的に支援する施策を集中して実施する。

⑤結果重視

具体的な数値目標を設定し、効果検証と改善を実施する（PDCAの実施）。

(3) 政策の基本目標

<基本目標①> 地方における安定した雇用を創出する

⇒2020年までの5年間で地方に30万人分の若者向け雇用を創出する。

<基本目標②> 地方への新しい人の流れをつくる

⇒2020年に東京から地方への転出を4万人増加、地方から東京圏への転入を6万人減少させ、東京圏と地方の転出入を均衡させる。

<基本目標③> 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

⇒2020年に結婚希望実績指標を80%、夫婦子ども数予定実績指標を95%に向上させる。

<基本目標④> 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

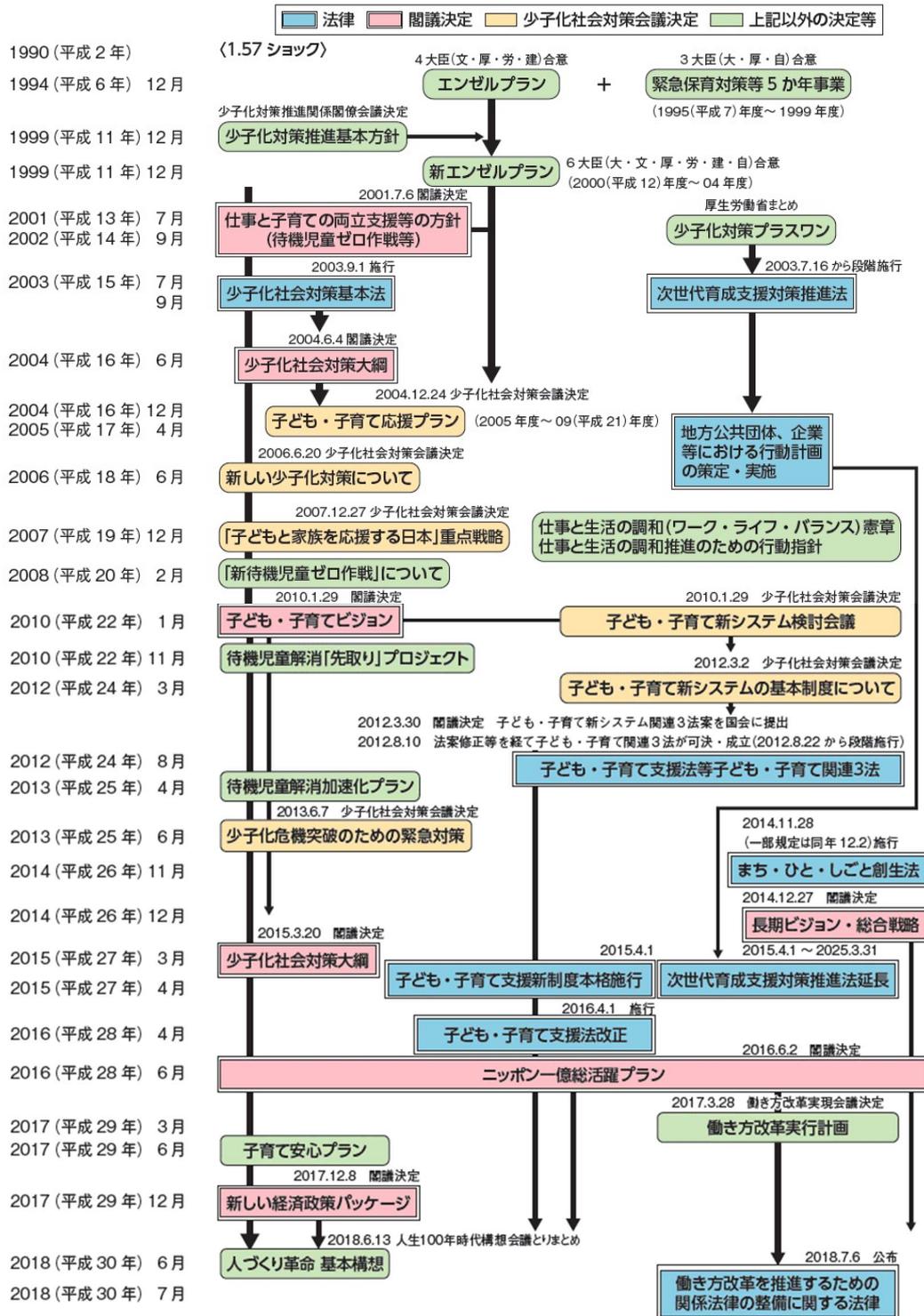
⇒「小さな拠点」の整備や「地域連携」を推進する。

3 わが国の少子化対策の取り組み

(1) これまでの取り組み

これまでの取り組みをまとめると下図のとおりとなる（出典：内閣府「令和元年版 少子化社会対策白書」）。

【これまでの取り組み】



このうち、直近5年間（平成27年以降）の取り組みについての説明を付記する（出典：内閣府「令和元年版 少子化社会対策白書」第2章少子化対策の取組）。

① 平成27年3月 新たな少子化社会対策大綱の策定と推進

新たな少子化社会対策大綱は、従来の少子化対策の枠組みを超えて、新たに結婚の支援を加え、子育て支援策の一層の充実、若い年齢での結婚・出産への希望の実現、多子世帯への一層の配慮、男女の働き方改革、地域の実情に即した取り組み強化の5つの重点課題を設けている。また、重点課題に加え、長期的視点に立って、きめ細かな少子化対策を総合的に推進することとしている。

新たな大綱の策定を受け、平成27年6月に、内閣府特命担当大臣（少子化対策）の下、大綱が定める重点課題に関する取り組みを速やかに具体化し、実行に移すための道筋をつけるため、有識者による「少子化社会対策大綱の具体化に向けた結婚・子育て支援の重点的取り組みに関する検討会」を開催し、検討を行った。同検討会は同年8月に「提言」を出し、これを踏まえ、地域における結婚に対する取り組みの支援や、少子化対策への社会全体の機運醸成等の具体的施策が行われた。

【少子化社会対策大綱（概要）～結婚、妊娠、子ども・子育てに温かい社会の実現をめざして～】

基本的な考え方 ～少子化対策は新たな局面に～

- (1) 結婚や子育てしやすい環境となるよう、社会全体を見直し、これまで以上に対策を充実
- (2) 個々人が結婚や子供についての希望を実現できる社会をつくることを基本的な目標
 - ※個々人の決定に特定の価値観を押し付けたり、プレッシャーを与えたりすることがあってはならないことに留意
- (3) 「結婚、妊娠・出産、子育ての各段階に応じた切れ目のない取組」と「地域・企業など社会全体の取組」を両輪として、きめ細かく対応
- (4) 今後5年間で「集中取組期間」と位置づけ、5つの重点課題を設定し、政策を効果的かつ集中的に投入
- (5) 長期展望に立って、子供への資源配分を大胆に拡充し、継続的かつ総合的な対策を推進

重点課題

1. 子育て支援施策を一層充実

- 「子ども・子育て支援新制度」の円滑な実施
 - ・財源を確保しつつ、「量的拡充」と「質の向上」
 - ・都市部のみならず、地域の実情に応じた子育て支援に関する施設・事業の計画的な整備
 - ⇒27年4月から施行。保育の受け皿確保等による「量的拡充」と保育士等の処遇改善等による「質の向上」
 - ⇒地域のニーズに応じて、利用者支援事業、地域子育て支援拠点、一時預かり、多様な保育等を充実
 - ⇒今後さらに「質の向上」に努力
- 待機児童の解消
 - ・「待機児童解消加速化プラン」「保育士確保プラン」
 - ⇒認定こども園、保育所、幼稚園等を整備し、新たな受け入れを大胆に増加。処遇改善や人材育成を含めた保育士の確保
 - ⇒29年度末までに待機児童の解消をめざす
- 「小1の壁」の打破
 - ・「放課後子ども総合プラン」
 - ⇒小3までから小6までに対象が拡大された放課後児童クラブを、31年度末までに約30万人分整備

2. 若い年齢での結婚・出産の希望の実現

- 経済的基盤の安定
 - ・若者の雇用の安定
 - ⇒若者雇用対策の推進のための法整備等
 - ・高齢世代から若者世代への経済的支援促進
 - ⇒教育に加え、結婚・子育て資金一括贈与非課税制度創設
 - ・若年者や低所得者への経済的負担の軽減
- 結婚に対する取組支援
 - ・自治体や商工会議所による結婚支援
 - ⇒適切な出会いの機会の創出・後押しなど、自治体や商工会議所等による取組を支援

3. 多子世帯へ一層の配慮

- 子育て・保育・教育・住居などの負担軽減
 - ⇒幼稚園、保育所等の保育料無償化の対象拡大等の検討や保育所優先利用
- 自治体、企業、公共交通機関などによる多子世帯への配慮・優遇措置の促進
 - ⇒子供連れにお得なサービスを提供する「子育て支援パスポート事業」での多子世帯への支援の充実の促進

4. 男女の働き方改革

- 男性の意識・行動改革
 - ・長時間労働の是正
 - ⇒長時間労働の抑制等のための法整備、「働き方改革」
 - ・人事評価の見直しなど経営者等の意識改革
 - ⇒部下の子育てを支援する上司等を評価する方策を検討
 - ・男性が出産直後から育児できる休暇取得
 - ⇒企業独自の休暇制度導入や育休取得促進
- 「ワーク・ライフ・バランス」・「女性の活躍」
 - ・職場環境整備や多様な働き方の推進
 - ⇒フレックスタイム制の弾力化、テレワークの推進
 - ・女性の継続就労やキャリアアップ支援
 - ⇒「女性活躍推進法案」

5. 地域の実情に即した取組強化

- 地域の「強み」を活かした取組
 - ・地域少子化対策強化交付金等により取組支援
 - ・先進事例を全国展開
- 「地方創生」と連携した取組
 - ・国と地方が緊密に連携した取組

きめ細かな少子化対策の推進

1. 各段階に応じた支援

○結婚

- ・ライフデザインを構築するための情報提供
⇒結婚、子育て等のライフイベントや学業、キャリア形成など人生設計に資する情報提供やコンサル支援

○妊娠・出産

- ・「子育て世代包括支援センター」の整備
⇒妊娠から子育て期にわたるまでの総合的な相談支援を提供するワンストップ拠点を整備し、切れ目のない支援を実施
- ・産休中の負担軽減
⇒出産手当金による所得補償と社会保険料免除
- ・産後ケアの充実
⇒産後ケアガイドラインの策定検討
- ・マタニティハラスメント・パタニティハラスメントの防止
⇒企業への指導の強化・徹底
- ・周産期医療の確保・充実等

○子育て

- ・経済的負担の緩和⇒幼児教育の無償化の段階的実施
- ・三世同居・近居の促進 ・小児医療の充実
- ・地域の安全の向上⇒子供の事故や犯罪被害防止
- ・障害のある子供、貧困の状況にある子供など様々な家庭・子供への支援
⇒障害のある子供への支援、子供の貧困対策、ひとり親家庭支援、児童虐待防止

○教育

- ・妊娠や出産に関する医学的・科学的に正しい知識の教育⇒教材への記載と教職員の研修

○仕事

- ・正社員化の促進や処遇改善
- ・ロールモデルの提示
⇒就労する・しない、子供を持ちながら働き続ける、地域で活躍を続ける等のロールモデルの提示
- ・「地方創生」と連携した地域の雇用創出

2. 社会全体で行動し、少子化対策を推進

○結婚、妊娠、子供・子育てに温かい社会づくり

- ・マタニティマーク、ベビーカーマークの普及
- ・子育て支援パスポート事業の全国展開

○企業の取組

- ・企業の少子化対策や両立支援の取組の「見える化」と先進事例の情報共有
- ⇒次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の策定促進
- ・表彰やくるみんマーク普及によるインセンティブ付与

基本目標

個々人が希望する時期に結婚でき、かつ、希望する子供の数と生まれる子供の数との乖離をなくしていくための環境を整備し、国民が希望を実現できる社会をつくる

主な施策の数値目標(2020年)

子育て支援

□認可保育所等の定員： ⇒待機児童	267万人(2017年度)	(234万人(2014年4月))
□放課後児童クラブ： ⇒待機児童	解消をめざす(2017年度末)	(21,371人(2014年4月))
□地域子育て支援拠点事業：	122万人	(94万人(2014年5月))
□利用者支援事業：	解消をめざす(2019年度末)	(9,945人(2014年5月))
□一時預かり事業：	8,000か所	(6,233か所(2013年度))
□病児・病後児保育：	1,800か所	(291か所(2014年度))
□養育支援訪問事業：	延べ1,134万人	(延べ406万人(2013年度))
□子育て世代包括支援センター：	延べ150万人	(延べ52万人(2013年度))
	全市町村	(1,225市町村(2013年4月))
	全国展開	支援ニーズの高い妊産婦への支援実施の割合 100%

男女の働き方改革(ワーク・ライフ・バランス)

- 男性の配偶者の出産直後の休暇取得率：80%(—) □ 第1子出産前後の女性の継続就業率：55%(38.0%(2010年))
- 男性の育児休業取得率：13%(2.03%(2013年度))

教育

- 妊娠・出産に関する医学的・科学的に正しい知識についての理解の割合：70%(34%(2009年))(注)先進諸国の平均は約64%

結婚・地域

- 結婚・妊娠・出産・子育ての各段階に対応した総合的な少子化対策を実施している地方自治体数：70%以上の市区町村(243市区町村(約14%)(2014年末))

企業の取組

- 子育て支援パスポート事業への協賛店舗数：44万店舗(22万店舗(2011年))

結婚、妊娠、子供・子育てに温かい社会

- 結婚、妊娠、子供・子育てに温かい社会の実現に向かっていくと考える人の割合：50%(19.4%(2013年度)) ■は新規の目標

資料：内閣府作成

② 平成 27 年 4 月 子ども・子育て支援新制度の施行

平成 24 年に成立した子ども・子育て関連 3 法^(※)に基づく「子ども・子育て支援新制度」について平成 27 年 4 月 1 日から本格施行された。

(※)「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、「子ども・子育て支援法および就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の 3 法を指す。

③ 平成 27 年 4 月 子ども・子育て本部の設置

平成 27 年 4 月の「子ども・子育て支援新制度」の施行に合わせて、内閣府に、内閣府特命担当大臣（少子化対策）を本部長とし、少子化対策および子ども・子育て支援の企画立案・総合調整並びに「少子化社会対策大綱」の推進や子ども・子育て支援新制度の施行を行うための新たな組織である「子ども・子育て本部」を設置した。

④ 平成 28 年 4 月 子ども・子育て支援法の改正

平成 28 年通常国会（第 190 回国会）において、子ども・子育て支援の提供体制の充実を図るため、事業所内保育業務を目的とする施設等の設置者に対する助成および援助を行う事業を創設するとともに、一般事業主から徴収する拠出金の率の上限を引き上げる等の「子ども・子育て支援法」の改正を行い、同年 4 月に施行された。

⑤ 平成 28 年 6 月 ニッポン一億総活躍プランの策定

平成 27 年 10 月から、「夢をつむぐ子育て支援」などの「新・三本の矢」の実現を目的とする「一億総活躍社会」の実現に向けたプランの策定等に係る審議に資するため、内閣総理大臣を議長とする「一億総活躍国民会議」が開催された。平成 28 年 5 月、同会議において「ニッポン一億総活躍プラン」（案）がとりまとめられ、同年 6 月 2 日に閣議決定された。

同プランにおいては、経済成長の隘路である少子高齢化に正面から立ち向かうこととし、「希望出生率 1.8」の実現に向け、若者の雇用安定・待遇改善、多様な保育サービスの充実、働き方改革の推進、希望する教育を受けることを阻む制約の克服等の対応策を掲げ、平成 28 年度から令和 7 年度までの 10 年間のロードマップを示している。

結婚支援の充実に関しては、平成 28 年 10 月から、内閣府特命担当大臣（少子化対策）の下で「結婚の希望を叶える環境整備に向けた企業・団体等の取組に関する検討会」を開催し、地方自治体と連携した企業・団体・大学等の取り

組みについて議論が行われた。同年12月にまとめられた提言においては、環境整備に当たってまずは働き方改革が重要であるとした上で、仕事と育児の両立支援や多様な交流の機会の提供、結婚につながる活動に対する支援などの企業等における自主的な取り組み例や、働き方改革・子育て支援の推進、地方自治体と連携した自主的な取り組みに対する支援などの国・地方自治体の支援の在り方が示された。また、特定の価値観や生き方を押し付けたり推奨したりしないことなど、取り組みに当たっての留意点等についても併せて示されている。

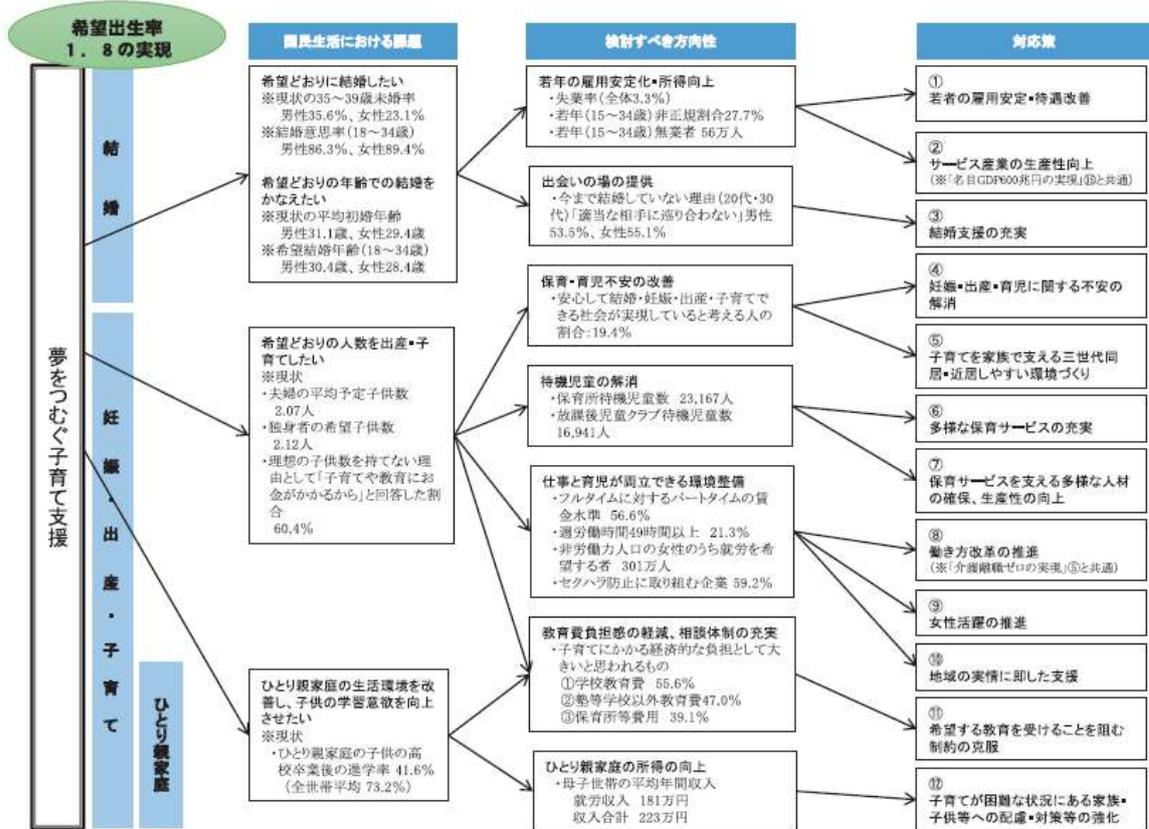
【ニッポン一億総活躍プラン（成長と分配の好循環メカニズムの提示）】

- アベノミクスの第2ステージでは、経済成長の隘路である少子高齢化に真正面から立ち向かう。広い意味での経済政策として、子育て支援や社会保障の基盤を強化し、それが経済を強くするという新たな経済社会システム創りに挑戦。
- 多様性が認められ、全ての人々が包摂される社会では、安心感が醸成され、将来の見通しが確かになり、消費底上げ、投資の拡大。また、多様な個人の能力の発揮による労働参加率向上やイノベーションの創出が図られることを通じて、経済成長が加速。
- 「成長」の果実なくして、「分配」を続けることはできない。アベノミクスの成果を活用し、子育てや社会保障の基盤を強化する。子育て支援・介護支援があって、成長が成り立つ。成長の果実なくして、子育て支援・介護支援は行うことはできない。三本あわせて「究極の成長戦略」。



資料：内閣官房資料

【ニッポン一億総活躍プラン（「希望出生率 1.8」の実現に向けた樹形図）】



【ニッポン一億総活躍プラン（「希望出生率 1.8」の実現に向けた対応策）】

働き方改革

同一労働同一賃金の実現	非正規雇用の待遇改善を図るため、ガイドラインの策定等を通じ、不合理な待遇差として是正すべきものを明示。また、その是正が円滑に行われるよう、労働関連法の一括改正。
長時間労働の是正	仕事と子育ての両立、女性のキャリア形成を阻む原因。法規制の執行を強化するとともに、労働基準法については、36（サブロク）協定の在り方について、再検討を開始。
高齢者の就労促進	65歳以降の継続雇用延長や65歳までの定年延長を行う企業等に対する支援等の実施。

子育ての環境整備

保育の受け皿整備	待機児童の解消を目指し、平成29年度末までの整備量を40万人分から50万人分に上積み。企業主導型保育の推進。
保育士の処遇改善	新たに2%相当（月額6,000円程度）の改善を行うとともに、予算措置が執行面で適切に賃金に反映されるようにしつつ、保育士としての技能・経験を積んだ職員について、現在月額4万円ある全産業の女性労働者との賃金差がなくなるよう、追加的な処遇改善。なお、全産業の男女労働者間の賃金差については、女性活躍推進法や同一労働同一賃金に向けた取組を進めていく中で、今後、全体として、縮めていく。保育士についても、必要に応じて、更なる処遇改善。
多様な保育士の確保・育成	返済免除型の貸付制度の拡充、ICT等を活用した生産性向上等の総合的取組。
放課後児童クラブの整備	平成31年度末までに30万人分の追加的な受け皿整備。職員の処遇改善や業務負担軽減対策を進めるとともに、追加的な受け皿整備を平成30年度末に前倒して実現するための方策を検討。

すべての子供が希望する教育を受けられる環境の整備

学びの機会の提供	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置など教育相談機能を強化。フリースクール等の学校外で学ぶ子供を支援。地域住民の協力及びICTの活用等による原則無料の学習支援を行う地域未来塾を平成31年度までに5000か所に拡充。
奨学金制度の拡充	無利子 残存適格者の解消と、低所得世帯の子供に係る成績基準の大幅緩和により、必要とするすべての子供たちが受給できるようにする。
	有利子 固定金利方式・金利見直し方式ともに現在の低金利の恩恵がしっかりと行き渡るようにする。特に、金利見直し方式では、ほぼ無利子となるような仕組みを検討。
	給付型 世代内の公平性や財源などの課題を踏まえ創設に向けて検討を進め、本当に厳しい状況にある子供たちへの給付型支援の拡充を図る。
	返還 所得に応じて返還額を変化させる新たな制度を平成29年度の進学者から導入。

「希望出生率1.8」に向けたその他取組

女性活躍、結婚支援の充実、若者・子育て世帯への支援、子育てを家族で支える三世代同居・近居しやすい環境づくり、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子供・若者等の活躍支援 等

女性活躍	子育て等で一度退職した正社員が復職する道が一層開かれるよう、企業へ働きかけ。マザーズハローワークの拡充。ひとり親の資格取得を支援。役員候補段階の女性を対象にしたリーダー育成研修等の先進的な取組を推進。
若者・子育て世帯への支援	子育て世代包括支援センターの令和2年度末までの全国展開。不妊専門相談センターを平成31年度までに全都道府県・指定都市・中核市に配置して相談機能を強化。子どもの医療制度の在り方等に関する検討会での取りまとめを踏まえ、国民健康保険の減額調整措置について見直しを含め検討し、年末までに結論を得る。
三世代同居・近居	大家族で、世代間で支え合うライフスタイルを選択肢として広げるための環境づくりを推進。
子供・若者等の活躍支援	困難を有する子供・若者等に対して、地域若者サポートステーション等の関係機関が連携して伴走型の支援を実施。

資料：内閣官房資料

(参考) ニッポン一億総活躍プラン <http://www.kantei.go.jp/jp/headline/ichiokusoukatsuyaku/>

⑥ 平成 29 年 3 月 「働き方改革実行計画」の策定

「ニッポン一億総活躍プラン」において、一億総活躍社会に向けた最大のチャレンジと位置づけられた働き方改革については、働き方改革の実現を目的とする実行計画の策定等に係る審議に資するため、平成 28 年 9 月から、内閣総理大臣を議長とする「働き方改革実現会議」が開催された。時間外労働の上限規制の在り方など長時間労働の是正、同一労働同一賃金の実現などによる非正規雇用の処遇改善等をテーマに討議が行われ、平成 29 年 3 月に「働き方改革実行計画」が取りまとめられた。

⑦ 平成 29 年 6 月 「子育て安心プラン」の公表

25 歳から 44 歳の女性就業率が上昇し、その就業率と相関して保育の利用申し込み率も伸びることが見込まれることから、平成 29 年 6 月に「子育て安心プラン」を公表し、平成 30 年度から令和 4 年度末までに女性就業率 80%にも対応できる 32 万人分の保育の受け皿を整備することとした。また、平成 29 年 12 月に閣議決定された「新たな政策パッケージ」では、これを前倒しし、令和 2 年度末までに 32 万人分の受け皿整備を行うこととしている。

⑧ 平成 29 年 12 月 「新しい経済政策パッケージ」の策定

少子高齢化という最大の壁に立ち向かうため、国は平成 29 年 12 月 8 日、「人づくり革命」と「生産性革命」を車の両輪とする「新しい経済政策パッケージ」を閣議決定した。このうち、「人づくり革命」については、幼児教育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化など、2 兆円規模の政策を盛り込み、子育て世代、子どもたちに大胆に政策資源を投入することで、社会保障制度を全世代型へと改革することとした。また、これらの施策の安定財源として、2019 年 10 月の消費税率 10%への引き上げによる財源を活用するとともに、子ども・子育て拠出金を 0.3 兆円増額することとした。

⑨ 平成 30 年 6 月 人づくり革命 基本構想の策定

人生 100 年時代を見据えた経済・社会システムを実現するための政策のグランドデザインに係る検討を行うための「人生 100 年時代推進構想会議」において、平成 30 年 6 月に「人づくり革命 基本構想」が取りまとめられ、その内容が「経済財政運営と改革の基本方針 2018」（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）に盛り込まれた。具体的には、幼児教育の無償化について、令和元年 10 月からの全面的な実施を目指すことや、その対象者・対象サービスの詳細等

が示された。

- ⑩ 平成 30 年 6 月 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律
平成 30 年通常国会（第 196 回国会）において、労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進するため、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保等のための措置を講じることを定めた「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が成立した。

- ⑪ 平成 30 年 9 月 新・放課後子ども総合プラン

平成 26 年 7 月に策定された「放課後子ども総合プラン」の進捗状況や、児童福祉や教育分野における施策の動向も踏まえ、これまでの放課後児童対策の取り組みをさらに推進させるため、放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子供教室との一体的な実施の推進等による全ての児童の安全・安心な居場所の確保を図ること等を内容とした、令和元年度から 5 年間で対象とする新たな放課後児童対策のプランを文部科学省と厚生労働省が共同で策定した。同プランでは、放課後児童プランについて、令和 3 年度末までに約 25 万人分を整備し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ、令和 5 年度末までに計約 30 万人の受け皿を整備することなどを目指している。

(2) これからの取り組み

子育て世代の負担を軽減するためのこれからの取り組みとして、国は教育無償化を掲げている（出典；内閣府「令和元年版 少子化社会対策白書」）。

- ① 幼児教育・保育の無償化
- ② 高等教育の無償化

「少子化社会対策白書」では、次のように述べられている。

「政府は平成 29 年 12 月 8 日に「人づくり革命」と「生産性革命」を車の両輪とする「新しい経済政策パッケージ」を閣議決定した。このうち、「人づくり革命」について、これまで段階的に進めてきた幼児教育・保育の無償化を一気に進めるとともに、真に必要な子どもたちに対する高等教育の無償化を実施すること等を盛り込んでおり、これにより、社会保障制度を全世代型へと改革し、希望出生率 1.8 等の実現を目指すこととしている。」

【幼児教育・保育の段階的無償化の取り組み】

	負担軽減の内容
平成26年度	幼稚園の保育料について ・生活保護世帯の保育料6,600円を無償化 ・第2子は半額、第3子以降は無償とする軽減措置の所得制限（年収約680万円まで）を撤廃
平成27年度	幼稚園の保育料について ・市町村民税非課税世帯（年収約270万円まで）の保育料を9,100円から3,000円に引下げ
平成28年度	年収360万円未満相当の世帯の幼稚園・保育所等の保育料について ・兄弟の年齢にかかわらず、第2子は半額、第3子以降は無償 ・ひとり親世帯においては、第1子は半額、第2子以降は無償
平成29年度	市町村民税非課税世帯の幼稚園・保育所等の保育料について ・第2子完全無償化 年収360万円未満相当の世帯の幼稚園・保育所等の保育料について ①ひとり親世帯等の保護者負担の軽減措置の拡充 ②①以外の世帯において、1号認定子どもの負担軽減
平成30年度	幼稚園等の保育料について ・1号認定子どものうち、年収約360万円未満相当世帯の第1子及び第2子の負担軽減

① 幼児教育・保育の無償化

幼児教育・保育の無償化の対象としては、ほぼ全ての幼児教育施設での事項が対象となっている。一方、質の確保の観点から、認可外保育施設のうち国が定める認可外保育施設の基準を満たさない施設については、5年間の猶予期間の間で同基準を満たすことが求められている。報道による情報によれば、その基準をクリアすることが困難な施設も多くあるとのことである。

【幼児教育・保育の無償化のポイント】

趣旨 → 家庭の経済的負担の軽減を図る少子化対策、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性

1. 幼稚園、保育所、認定こども園等

- 3～5歳：幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育（標準的な利用料）の利用料を無償化
 - ※ 新制度の対象とならない幼稚園については、月額上限2.57万円（注：国立大学附属幼稚園0.87万円、国立特別支援学校幼稚部0.04万円）まで無償化
 - ※ 保護者が直接負担している費用（通園送迎費、食材料費、行事費など）は、無償化の対象外。食材料費については、保護者が負担する考え方を維持
3～5歳は施設による徴収を基本。低所得者世帯等の副食費の免除を継続し、免除対象者を拡充（年収360万円未満相当世帯）
- 0～2歳：上記の施設を利用する住民税非課税世帯を対象として無償化

2. 幼稚園の預かり保育

- 保育の必要性の認定を受けた場合、幼稚園に加え、利用実態に応じて、月額1.13万円までの範囲で無償化

3. 認可外保育施設等

- 3～5歳：保育の必要性の認定を受けた場合、認可保育所における保育料の全国平均額（月額3.7万円）までの利用料を無償化
- 0～2歳：保育の必要性があると認定された住民税非課税世帯の子供たちを対象として、月額4.2万円までの利用料を無償化
- 認可外保育施設における質の確保・向上を図るため、指導監督の充実にに向けた取組や認可施設への移行支援など様々な取組を実施

4. 負担割合

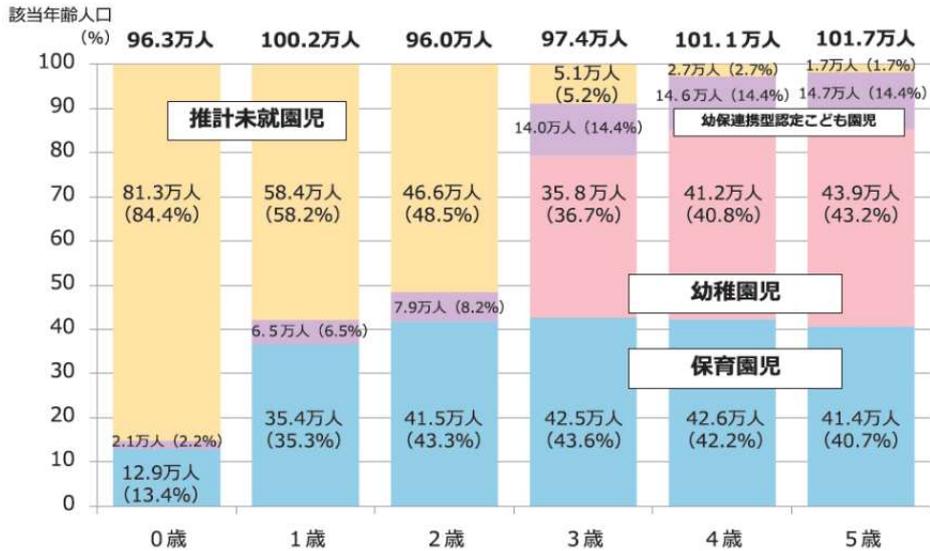
- 国1/2、都道府県1/4、市町村1/4。ただし、公立施設（幼稚園、保育所及び認定こども園）は市町村等10/10
 - ※ 初年度（2019年度）に要する経費を全額国費で負担。また、事務費やシステム改修費についても一定の配慮措置。

5. その他

- 就学前の障害児の発達支援を利用する3～5歳の子供たちについても、利用料を無償化。幼稚園や保育所等を併用する場合も含む
- 実施時期：2019年10月1日

- 1 学校教育法（昭和22年法律第26号）第134条に規定する各種学校は、同法第1条の学校とは異なり、幼児教育を含む個別の教育に関する基準はなく、多種多様な教育を行っており、また、児童福祉法上、認可外保育施設にも該当しないため、無償化の対象とはならない。上記以外の幼児教育を目的とする施設については、乳幼児が保育されている実態がある場合、認可外保育施設の届出があれば、当該施設を利用する子供のうち、保育の必要性のある子供については無償化の対象となるものとする。
- 2 学校教育法第1条に規定する特別支援学校の幼稚部を含む。また、在外教育施設・幼稚部については、日本人学校に付置されているものに加えて、単独で存在するものもあり、当該施設を含め設置者および利用者の実態調査を進めているところ。
- 3 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第7条第5項に規定する地域型保育（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）をいう。
- 4 国立大学附属幼稚園、国立大学附属特別支援学校幼稚部については、国立大学等の授業料その他の費用に関する省令（平成16年文部科学省令第16号）に定められる標準額を踏まえた上限額（国立大学附属幼稚園は月額0.87万円、国立大学附属特別支援学校幼稚部は月額0.04万円）とする。

【保育所と幼稚園の年齢別利用者数および割合（平成 30 年）】



※該当年齢人口は総務省統計局による人口推計年報（平成 29 年 10 月 1 日現在）より。

※幼保連携型認定子ども園の数値は平成 30 年度「認定子ども園に関する状況調査」（平成 30 年 4 月 1 日現在）より。

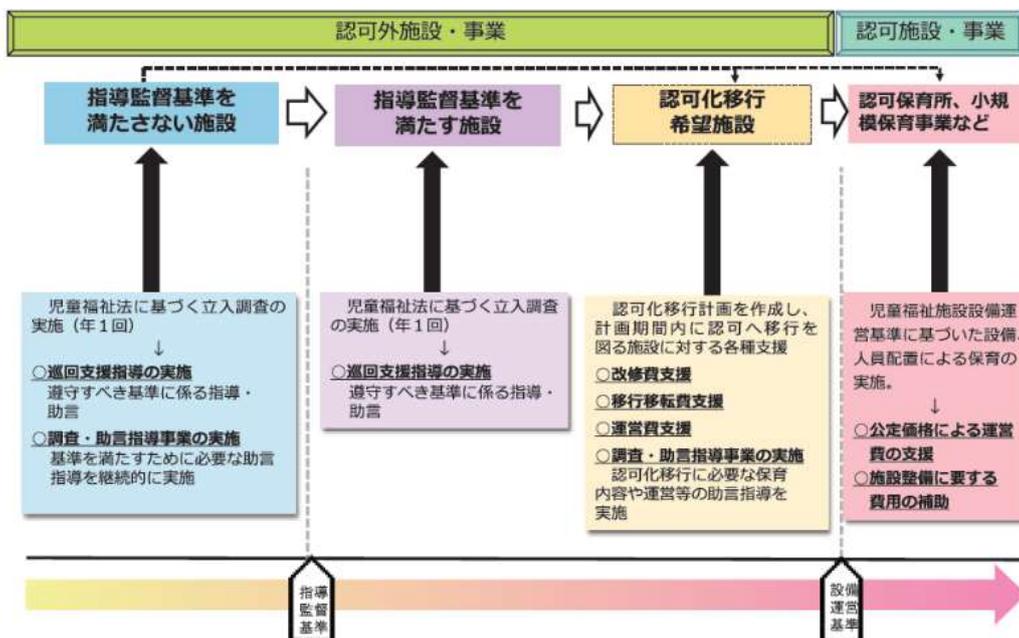
※「幼稚園」には特別支援学校幼稚部、幼稚園型認定子ども園も含む。幼稚園、幼稚園型認定子ども園の数値は平成 30 年度「学校基本調査」（速報値、平成 30 年 5 月 1 日現在）より。特別支援学校幼稚部の数値は平成 29 年度「学校基本調査」（確定値、平成 29 年 5 月 1 日現在）より。

※保育園の数値は平成 30 年の「待機児童数調査」（平成 30 年 4 月 1 日現在）より。なお「保育園」には地方裁量型認定子ども園、保育所型認定子ども園、特定地域型保育事業も含む。4歳と5歳の数値については、「待機児童数調査」の4歳以上の数値を「社会福祉施設等調査」（平成 29 年 10 月 1 日現在）の年齢別の保育所、保育所型認定子ども園、小規模保育所の利用者数比により按分したもの。

※「推計未就園児数」は、該当年齢人口から幼稚園在園者数、保育園在園者数および、幼保連携型認定子ども園在園者数を差し引いて推計したものである。

※四捨五入の関係により、合計が合わない場合がある。

【認可外保育施設に対する質の確保に関する支援の流れ（イメージ）】



② 高等教育の無償化

さまざまな経済的理由により、最終学歴としての高等教育を受けられない子どもが存在している。厳然たる事実として、最終学歴により平均賃金に差があることからすると、学歴の差が子どもの将来にまで影響し続ける形を見過ごすことは、将来へ貧富の格差を持ち越すことに他ならない。このままであれば、将来のわが国のイノベーションを創造する主体が極々限られた者のみ与えられる事態を誘発することにもなり、国力の減退を防ぐことが困難となる恐れがある。

「少子化社会対策白書」においても、次のように記述されている。

「高等教育は、国民の知の基盤であり、イノベーションを創出し、国の競争力を高める原動力でもある。大学改革、アクセスの機会均等、教育研究の質の向上を一体的に推進し、高等教育の充実を進める必要がある。

最終学歴によって平均賃金に差があり、また、低所得の家庭の子どもたちは大学への進学率が低いという実態がある。

こうしたことを踏まえ、低所得者世帯の者であっても、社会で自立し、活躍することができる人材を育成する大学等に修学できるよう、その経済的負担を軽減することにより、わが国における急速な少子化の進展への対処に寄与することを目的として、「真に支援が必要な低所得者世帯の者に対して、①授業料および入学金の減免と②給付型奨学金の支給を合わせて措置する。」

【高等教育無償化の制度の概要】

【支援対象となる学校種】 大学・短期大学・高等専門学校・専門学校
【支援内容】 ①**授業料等減免制度の創設** ②**給付型奨学金の支給の拡充**
【支援対象となる学生】 住民税非課税世帯 及び それに準ずる世帯の学生
 (令和2年度の在學生(既入学者も含む)から対象)
【財源】 少子化に対処するための施策として、消費税率上げによる財源を活用
 国負担分は社会保障関係費として内閣府に予算計上、文科省で執行

当面のスケジュール

令和元年 7月頃 予約採用の手続開始
 夏以降 対象大学等の公表
 令和2年 4月以降 学生への支援開始

授業料等減免

○ 各大学等が、以下の上限額まで授業料等の減免を実施。減免に要する費用を公費から支出
 (授業料等減免の上限額(年額)(住民税非課税世帯))

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約28万円	約54万円	約26万円	約70万円
短期大学	約17万円	約39万円	約25万円	約62万円
高等専門学校	約8万円	約23万円	約13万円	約70万円
専門学校	約7万円	約17万円	約16万円	約59万円

給付型奨学金

○ 日本学生支援機構が各学生に支給
 ○ 学生が学業に専念するため、学生生活を送るのに必要な学生生活費を賄えるよう措置
 (給付型奨学金の給付額(年額)(住民税非課税世帯))

国公立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 約35万円、自宅外生 約80万円
国公立 高等専門学校	自宅生 約21万円、自宅外生 約41万円
私立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 約46万円、自宅外生 約91万円
私立 高等専門学校	自宅生 約32万円、自宅外生 約52万円

支援対象者の要件

○ 進学前は成績だけで否定的な判断をせず、レポート等で本人の学習意欲を確認
 ○ 大学等への進学後の学習状況に厳しい要件
大学等の要件: 国又は自治体による要件確認を受けた大学等が対象
 ○ 学問追究と実践的教育のバランスが取れた大学等
 ○ 経営に課題のある法人の設置する大学等は対象外

住民税非課税世帯に準ずる世帯の学生
 住民税非課税世帯の学生の2/3又は1/3を支援し、支援額の段差を滑らかに

年収目安 約270万円(非課税) 約300万円 約380万円
 (両親・本人・中学生の家族4人世帯の場合の目安。基準を満たす世帯年収は家族構成により異なる)

※詳細は、文部科学省ホームページ「高等教育段階の教育費負担軽減」参照 (http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/index.htm)

4 わが国の保育所・幼稚園・認定こども園の制度

わが国の保育所・幼稚園制度は、異なる歴史背景により成り立ち、二元的な制度のもとで発展してきた。

(1) 保育所

① 制度背景

保育所は、低所得世帯等の乳幼児のため、就労している母親に代わり保育を提供する施設として、託児所という名称で明治期に設立されたのが始まりである。そして戦後、1947年になり、両親が働いている等の理由で保育を必要とする子どもを「市町村の責任」で保育することを定めた児童福祉法第24条のもと、現在の保育制度の基礎が作られた。

保育所は、厚生労働省の所管のもと、児童を心身健やかに育成することを目的とする公的な施設として今日まで発展してきたのである。

【児童福祉法】（昭和二十二年法律第百六十四号）

第一条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

第二条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

2 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。

3 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

第二十四条 市町村は、この法律及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保護者の労働又は疾病その他の事由により、その監護すべき乳児、幼児その他の児童について保育を必要とする場合において、次項に定めるところによるほか、当該児童を保育所（認定こども園法第三条第一項の認定を受けたもの及び同条第十一項の規定による公示がされたものを除く。）において保育しなければならない。

② 保育実施責任者

保育の実施責任者は、市町村である。

私立保育所においても、保育の実施責任者は市町村であり、私立保育所は市町村から民間事業者に保育の実施が委託され、市町村から当該民間事業者に委託費が支弁されることになっている。

③ 設置主体・認可

設置に関する制限はなく、地方公共団体のみならず、社会福祉法人等の民間事業者・団体も設置者となることができる。

公立保育所は、都道府県への届出（中核市を除く）により設置が可能であるが、私立保育所は都道府県又は中核市の認可により設置が可能となっている。

認可外保育施設については、都道府県又は中核市に届出により設置が可能である。なお、認可外保育施設の設置は、平成 12 年度に株式会社等も参入が認められたが、認可しない都道府県又は中核市が多い。

④ 対象児

0 歳から就学前までの保育を必要とする児童が入所の対象となる。なお、「保育を必要とする」とは、保護者が就労、妊娠、出産、疾病等の状況にあり、かつ、同居親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められることを指す。これは、後述する保育の新制度にある「必要性」と類似する。

⑤ 保育時間・開設

原則 8 時間で、年間約 300 日の開所（春夏冬休みなし）となっており、延長保育を実施する。

なお、認可外保育施設に関しては、制限はない。

⑥ 入所

入所に関しては、保護者と市町村との契約となる。認可外保育施設に関しては、保護者と設置者との契約となる。

⑦ 保育料の決定・徴収

公立保育所および私立保育所を問わず、市町村が所得に応じて保育料の決定を行う。利用者からの徴収に関しても市町村が行う。

認可外保育施設は、設置者が保育料を決定することになるが、運営に関し

て地方自治体からの補助金が交付されない。

なお、令和元年以降は保育無償化に伴い交付されるため、認可保育所に比して、保育料が高めに設定されることがある。

⑧ 職員の配置基準

認可保育所においては、公立私立を問わず、以下の割合で保育に従事する職員を配置することとされている。

年齢	配置基準
0歳児	概ね児童3人あたりに1人以上
満1～2歳児	概ね児童6人あたりに1人以上
満3歳児	概ね児童20人あたりに1人以上
満4歳以上児	概ね児童30人あたりに1人以上

認可外保育施設においては、以下のように保育に従事する職員を配置することとされている。

時間帯	配置基準
11時間以内の時間帯	認可保育所と同様
11時間を超える時間帯	常時2人以上

⑨ 職員資格基準

認可保育所においては、保育に従事する職員は保育士とされている。

一方、認可外保育施設では、保育に従事する者の概ね3分の1以上は、保育士又は看護師(助産師および保健師を含む)の資格を有する者とされている。

⑩ 運営費

公立保育所の人件費や物件費等からなる運営費は、地方交付税交付金による充当はなされるものの、市町村が負担することとなっている。

私立保育所の運営費は、保育所運営費負担金として、国が2分の1、都道府県が4分の1および市町村が4分の1を負担することとなっている。

⑪ 給食

認可保育所では、所内に調理室を設け、原則として児童に給食を提供することが義務となっている。なお、調理業務は職員ではなく、外部事業者に委託することも可能であり、また、満3歳児以上については、外部搬入による給食

提供も可能となっている。

認可外保育施設においても、調理室の設置が義務となっているが、外部搬入による給食提供および弁当の持参も可能となっている。

その他、設置施設や保育室の規模等に関する基準が設けられており、保育実施責任者は当該基準に準拠して保育サービスを提供することになっている。

(2) 幼稚園

① 制度背景

幼稚園は、明治9年に設置された東京女子師範学校附属幼稚園（現在のお茶の水女子大学附属幼稚園）が3歳以上の幼児教育を行う施設としては最初のものである。

大正15年に「幼児を保育し、その心身を健全に発達させ、善良な性情を涵養し、家庭教育を補うこと」を目的とした幼稚園令が公布され、その後、昭和22年の学校教育法により、幼児の健全な成長を保障するための幼児「教育」制度の基礎となっている。

幼稚園は、文部科学省所管のもと、義務教育およびその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児を心身健やかに育成することを目的とする公的な施設として今日まで発展してきた。

【学校教育法】（昭和22年3月31日 法律第26号）

第一条 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

第二十二条 幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。

② 教育実施責任者

幼稚園の教育実施責任者は、公立幼稚園にあつては国および地方自治体であり、私立幼稚園にあつては、学校法人、公益法人、社会福祉法人、農業協同組合および個人である。なお、株式会社やNPO法人は保育実施責任者になることは認められているが、幼稚園での教育実施責任者になることは認められていない。

③ 設置主体・認可

設置主体は、上記②の保育実施責任者と同一である。

公立幼稚園は、都道府県の教育委員会の認可により設置が可能であるが、私立幼稚園は都道府県の認可により設置が可能となっている。

④ 対象児

満3歳から就学前の幼児が在園の対象となる。

⑤ 保育時間・開設

4時間を標準として、39週以上の開園（春夏冬休みあり）となっており、預り保育を実施する。

⑥ 入園

入園に関しては、保護者と設置者との契約となる。

⑦ 保育料の決定・徴収

公立幼稚園は、国又は地方自治体が保護者の所得に応じて設定し、徴収も国又は地方自治体が行う。

私立幼稚園は、設置者が園ごとに一律の額を設定され、市町村による就園奨励費補助の対象となる。

⑧ 職員の配置基準

幼稚園においては、公設私立を問わず、原則35人以下を1学級とし、1学級あたりに少なくとも専任の教諭を1人以上配置することが求められている。

⑨ 職員資格基準

公設私立を問わず、幼稚園にて教育に従事する職員は、幼稚園教諭（普通免許状保持）であることが求められている。

⑩ 運営費

公設幼稚園の人件費や物件費等からなる運営費は、地方交付税交付金による充当はなされるものの、地方自治体が負担することとなっている。

私立幼稚園の運営費は、私学助成による補助が行われる。

⑪ 給食

幼稚園は公設私立を問わず、園内に調理室を設けることは義務付けられていない。なお、外部搬入による給食提供又は弁当の持参が可能となっている。

その他、設置施設や保育室の規模等に関する基準が設けられており、保育実施責任者は当該基準に準拠して教育サービスを提供することになっている。

(3) 認定こども園

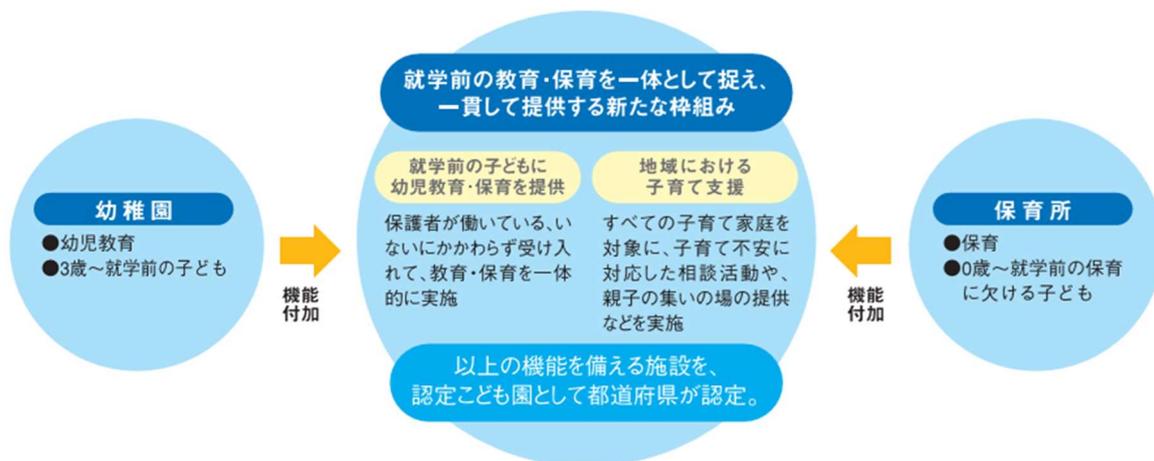
① 制度背景

昭和 55 年頃までの乳幼児人口の増加を受けて、保育施設および園児数が増加したが、その後の人口減少に伴って、保育施設および園児数が減少することとなった。しかしながら、雇用形態の多様化や夫婦共働き世帯の増加により、保育所入所児童数が増加し、特に都市部においては保育所不足および待機児童増加という問題が深刻化した。

保育所不足や待機児童増加という問題に直面し、国および地方自治体は各種の施策を打ち出し、保育需要の増大に対応したが、保育所増設施策の実施が遅れ、待機児童問題をより深刻化させることとなった。

一方で、園児を原則として短時間のみ保育する幼稚園では、定員割れが目立つこととなっていた。また、わが国では同じ就学前児童の育成を目的とする施設であるにも関わらず、幼稚園は満 3 歳以上の就学前児童への「教育」を提供する機関、保育所は両親が共働き等で保育を必要とする子どもを「保育」する福祉施設として位置づけられ、両者は全く異なるものと誤解を招くこともあったため、幼稚園と保育所の機能統合を目指した「幼保の一元化」・「一体化」に関する検討が行われるようになった。

結果、平成 18 年に「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」が制定され、この法律に基づき、教育・保育を一体的に行う機能を有した「認定こども園」制度が発足し、就学前の教育・保育ニーズに対する新たな保育施設の選択肢として、平成 18 年 10 月からスタートすることになった。



文部科学省・厚生労働省幼保連携推進室発行のパンフレット（2006年発行）

認定こども園は、保護者の多様なニーズに応えるため、以下のように機能別に4類型に分類されている。

(A) 幼保連携型

認可幼稚園と認可保育所が連携して、一体的な運営を行うことにより、認定こども園としての機能を果たす運営形態

(B) 幼稚園型

認可幼稚園が、保育を必要とする子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たす運営形態

(C) 保育所型

認可保育所が、保育を必要とする子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たす運営形態

(D) 地方裁量型

幼稚園・保育所のいずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たす運営形態

上記のように、認定こども園制度を導入したが、都市部では待機児童が多いため、幼稚園の定員割れが比較的少なく、認定こども園へ移行しても園児を広く募るメリットは少ない。認定こども園に移行すれば、現状よりも多くの人員配置（又は資格保持者の配置）が必要となり、現状よりも運営費が増え

る。さらに保育も一体となることから、職員が夏休みなどの長期休暇を取ることもできなくなる等、保育従事者の負担が重くなることから、結果的に普及が進まなかった。

② 保育・教育実施責任者

保育・教育の実施責任者は、認定こども園の運営形態により、以下のように異なる。

運営形態	実施責任者
幼保連携型	幼稚園の設置者と市町村（保育所機能部分）
幼稚園型	幼稚園の設置者
保育所型	市町村
地方裁量型	認可外保育施設の設置者

認可保育所機能部分については、市町村から保育の実施を設置者に委託し、市町村から民間事業者へ委託費が支弁されることになっている。

③ 設置主体・認定

設置主体は、保育所および幼稚園と同様である。従って、幼保連携型の認定こども園は幼稚園の設置者であること、かつ、認可保育所の設置者であることが必要となる。

認定は、都道府県条例により知事が行う。

④ 対象児

満3歳以上の保育を必要としない児童、および0歳から就学前までの保育を必要とする児童が在園の対象となる。

⑤ 保育・教育時間および開設

保育を必要としない児童は、4時間利用も8時間利用も可能となっている。保育を必要とする児童は、原則として8時間となっている。

⑥ 入園

入園に関しては、保護者と施設設置者（認定こども園）との契約となる。

⑦ 保育料の決定・徴収

施設設置者が保育料を設定し、徴収も行う。

⑧ 職員の配置基準

認可保育所においては、公立私立を問わず、以下の割合で保育に従事する職員を配置することとされている。

年齢	配置基準
0～満2歳児	保育所基準と同様
満3歳以上児	概ね児童35人あたりに1人以上 (長時間利用児のうち、満3歳児は概ね児童20人あたりに1人以上、満4歳以上児は児童30人あたりに1人以上)

保育と教育の共通利用時間となる4時間程度については、学級(原則35人以下)を編成し、1学級ごとに少なくとも1人の学級担当者が必要となっている。

⑨ 職員資格基準

職員が保有すべき資格は、以下のようになっている。

児童年齢	必要資格
0～満2歳児	保育士資格 幼保連携型は、保育士と幼稚園教諭両方の資格が必要
満3歳以上児	幼稚園教諭免許又は保育士資格 学級担任は、原則として教員免許が必要 長時間利用時の保育従事者は、原則として保育士資格が必要

⑩ 運営費

保育所および幼稚園と同様となっている。

⑪ 給食

園内に調理室を設け、原則として児童に給食を提供することが義務づけられている。なお、満3歳児以上については、外部搬入による給食提供も可能となっている。

その他、設置施設や保育室の規模等に関する基準が設けられており、保育実施責任者は当該基準に準拠して保育サービスを提供することになっている。

5 子ども・子育て支援新制度

わが国は出生率の低下に伴い、少子化が進んでいる状況にある。この要因として、子どもや子育てをめぐる環境は厳しく、保育所を利用したいと考えていても、希望する保育所が満員であること等から、子どもを預けたいのに預けられないことが多発しており、多くの待機児童が生じていることや、仕事と子育てを両立できる環境の整備が必ずしも十分でないこと等の課題が挙げられる。そのため、国はこれまで、少子化や子育て支援に関する各種の方策を打ち出し、対処してきたが、少子化や待機児童の解消について抜本的に改善することはできなかった。

しかしながら、子どもが欲しいという希望が叶い、子育てをしやすい社会にしていくためにも、国や地域を挙げて、子どもや家庭を支援する新しい支え合いの仕組みを構築することは、わが国の持続的な発展のために欠かすことのできないものである。

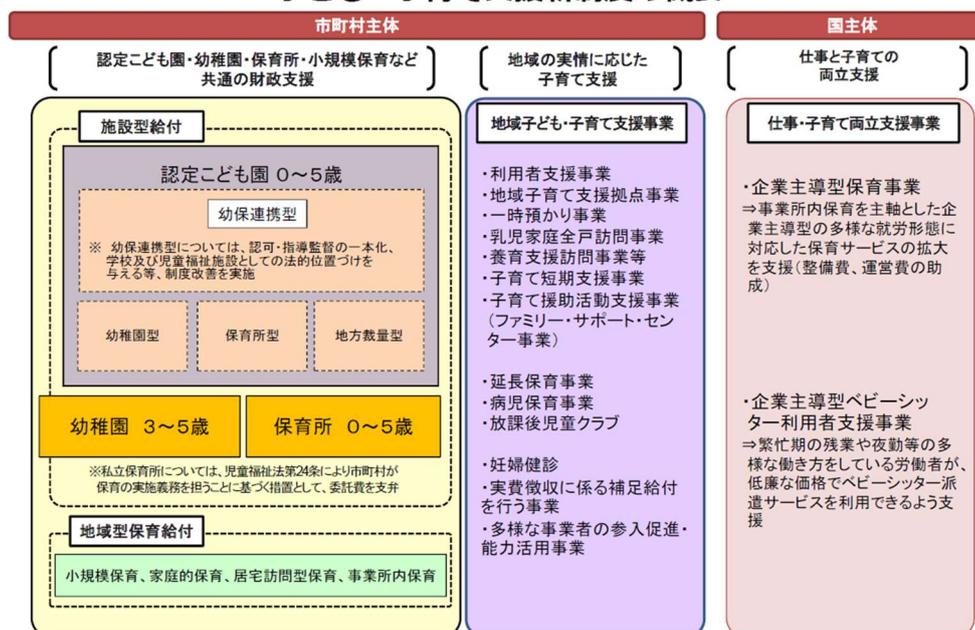
そのため、平成24年8月に成立した子ども・子育て関連3法[※]に基づく「子ども・子育て支援新制度（以下、「新制度」という。）」が、社会保障・税一体改革の一項目として、平成27年4月から施行されることとなった。

なお、新制度に基づく運営に移行するかどうかは、各保育施設の判断に委ねられており、移行が義務づけられているものではない。

※ 子ども・子育て関連3法

「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正法（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律）」および「子ども・子育て支援法等の施行に伴う関係法律整備法（子ども・子育て支援法および就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律）」の3法

子ども・子育て支援新制度の概要



内閣府 「子ども・子育て新制度について」

(1) 新制度の主な特徴

新制度の主なポイントは以下の3点である。

① 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）および小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設

これまで、幼稚園は学校教育の場であるため、財政措置は学校教育の体系のもとで行われてきた。一方、保育所は保育の場であるため、財政支援は福祉の体系のもとで別々になされてきた。しかしながら、新制度では、認定こども園、幼稚園、保育所に共通の給付である「施設型給付」を創設し、財政支援を一本化することとしている。

また、新たな給付である「地域型保育給付」も創設し、6人以上19人以下の子どもを保育する「小規模保育」、5人以下の子どもを保育する「家庭的保育」や子どもの居宅において保育する「居宅訪問型保育」、従業員の子どものほか地域の子どもの保育する「事業所内保育」の4つの事業についても財政支援の対象とすることとした。

このような多様な保育を財政支援の対象とする「地域型保育給付」は、特に待機児童が多く、施設の新設が困難な都市部における保育の量の拡大と、子どもの数が減少傾向にあり施設の維持が困難である地域や、施設までの距離が遠いなど利用が困難な地域における保育の確保が可能となることが期待されている。

さらに、新制度では、給付の創設に併せて、従来の保育所などの認可制度の改善を行い、客観的な認可基準に適合し、必要な条件を満たす場合には、欠格事由に該当する場合や需給調整が必要な場合を除き、認可するものとするという透明性の高い認可の仕組みとすることで、特に都市部での保育需要の増大に機動的に対応することとしている。

・現物給付から現金給付へ

これまでの市町村責任によって保育を提供（現物給付）していた保育所制度を、新制度では、保育の提供は利用者と施設設置者との契約に委ね、市町村は認定事務と保護者に対して給付金を支払うことに直接的な責任を負うことに改めたことが、最大の特徴となっている。

そして、新制度は、近年の人手不足への対応のために保育士の処遇改善を考慮するとともに、各施設での保育士の認可基準以上の配置を考慮した給付となるような仕組みとなっている。

・支給認定の仕組み

新制度では、保育所や認定こども園等の利用にあたり、市町村が行う支給認定を経なければならない。

新制度のもとでの保育の利用に関する手続の流れは、以下のとおりである。

- i. 保護者が市町村に支給認定を申請する。
- ii. 市町村が、児童について「保育の必要性（給付資格）」および「保育の必要量（時間区分）」を認定し、認定証を交付する。
- iii. 保育所の利用を希望する場合、認定証を持参して市町村に申込みを行う。
- iv. 市町村が利用調整・利用要請を行う。
- v. 市町村が、公立保育所又は私立認可保育所（設置者に委託）にて保育を提供する。

・保育の必要性の認定

支給認定においては、初めに、保育の必要性の認定を行う。

保育の必要性のある子どもとは、「保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難である」子どもとされており（子ども・子育て支援法第 19 条）、児童の年齢、保護者の就労状況および疾病の状況等を客観的な基準により判断し、以下の表のような3つの認定区分に分類のうえ認定を行う。

なお、「保育の必要性がある」という要件は、従前の保育所制度の「保育を必要とする」要件とほぼ同様のものとなっている。

施設型給付費等の支給を受ける子どもの認定区分

○子ども・子育て支援法では、教育・保育を利用する子どもについて3つの認定区分が設けられ、これに従って施設型給付等が行われる。(施設・事業者が代理受領)

認定区分	給付の内容	利用定員を設定し、給付を受けることとなる施設・事業
満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、 2号認定子ども以外のもの(1号認定子ども) (第19条第1項第1号)	教育標準時間 (※)	幼稚園 認定こども園
満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの (2号認定子ども) (第19条第1項第2号)	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園
満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの (3号認定子ども) (第19条第1項第3号)	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園 小規模保育等

(※)教育標準時間外の利用については、一時預かり事業(幼稚園型)等の対象となる。

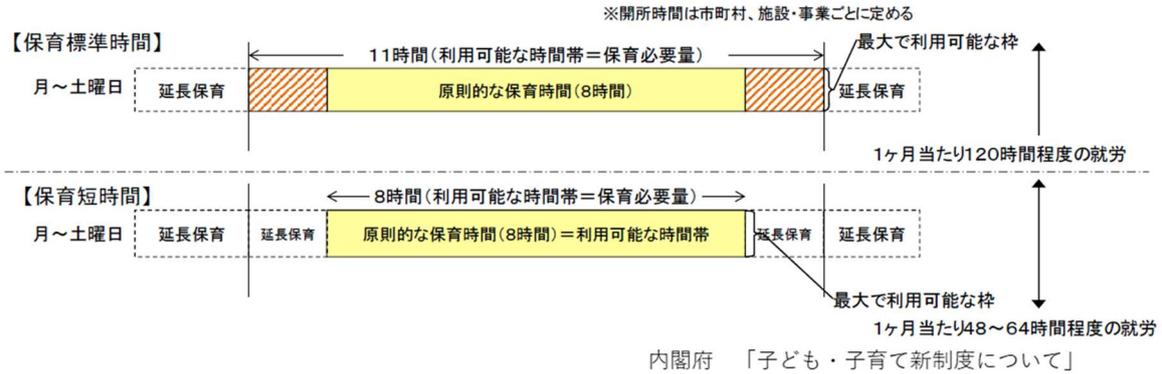
内閣府 「子ども・子育て新制度について」

・保育の必要量の認定

保育を必要とする子どもの上記表にある認定区分に応じ、市町村が必要な保育時間の認定を行う。

1号認定子どもには、幼稚園と同じ1日4時間程度の教育標準時間の教育が提供されることとなる。2号認定子どもおよび3号認定子どもに関しては、保育短時間と保育標準時間の2区分が設定されることとなった。そして、従来の原則1日8時間の保育を保障すべきとの意見を受けて、保育短時間の認定を受けた子どもであっても、8時間の保育提供が保証されており、保育標準時間の認定を受けた子どもは、1日11時間までの保育を受けることが可能となっている。

[保育必要量のイメージ] (一般的な保育所のように、月曜日～土曜日開所の場合)

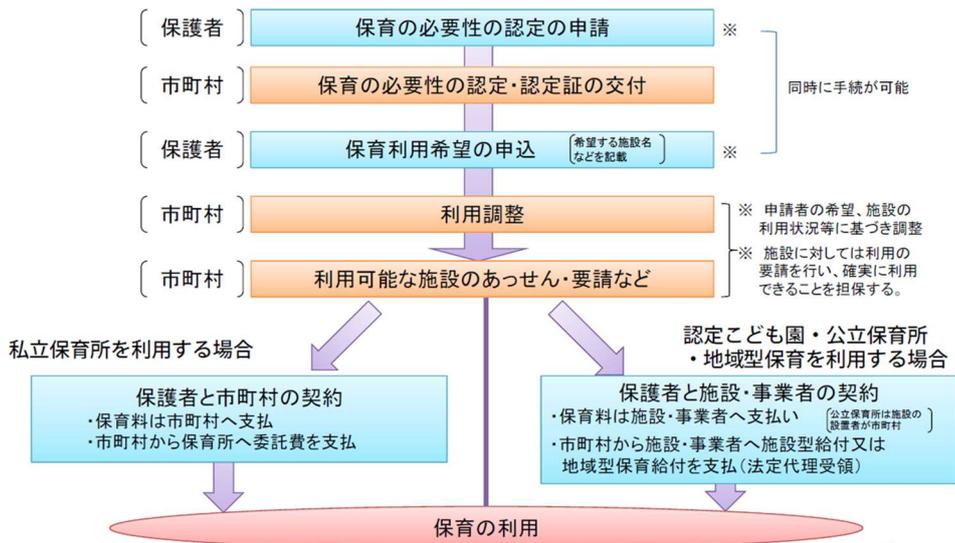


・利用調整

新制度においては、保育所以外の認定こども園や小規模保育等を利用する場合は、保護者が直接施設に申込みを行い、契約を締結することになる。従って、保育料の徴収も申込者の定員超過の場合の選考も、本来は、施設の事業者が行うべきものである。

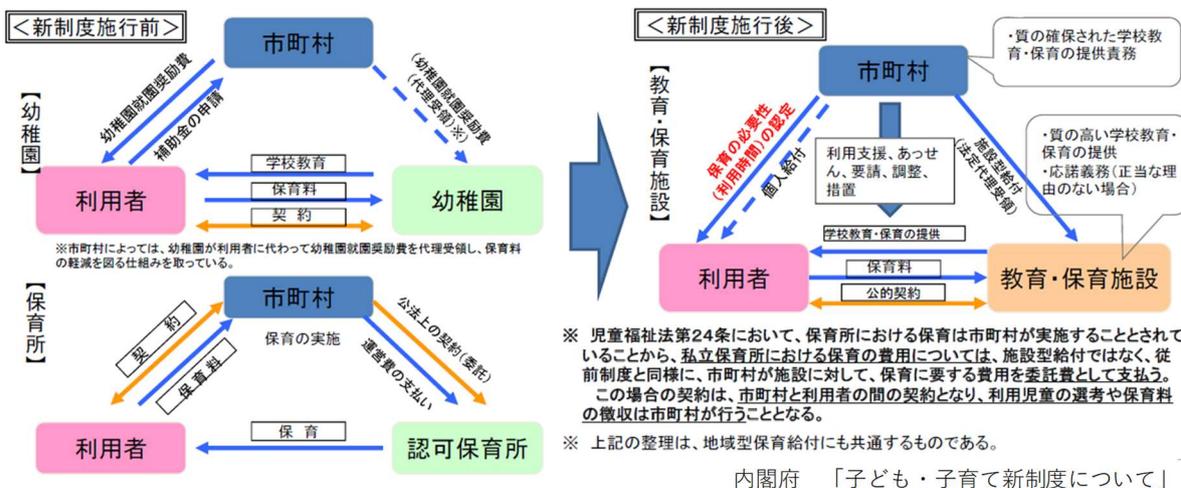
しかしながら、利用者が特定の施設に殺到し、混乱することがないように、当分の間、保育所、認定こども園、小規模保育事業等の利用に関しては、市町村が利用調整・利用要請を行うこととされた。なお、保護者が利用調整に従う義務はなく、利用の要請も施設に保護者との契約締結を要請するにとどまる。

(参考) 新制度における保育利用手順



内閣府 「子ども・子育て新制度について」

(参考) 従来制度と新制度の利用手続比較



② 認定こども園制度の改善

平成18年に運営が始まった認定こども園は、幼児期の学校教育・保育を一体的に行う、幼稚園と保育所の両方の機能を併せ持った施設である。このため、認定こども園の幼稚園機能の部分については文部科学省が、保育所機能の部分については厚生労働省が所管し、認可や指導監督等に関する二重行政の課題などが指摘されていた。

・所管官庁の一元化

新制度においては、認定こども園の類型の一つである幼保連携型認定こども園を、学校および児童福祉施設の両方の法的位置付けをもつ単一の認可施設(内閣府所管)とし、認可や指導監督等を一本化することなどにより、二重行政の課題などを解消し、それぞれの地域における幼児教育・保育のニーズや事業者の意向に基づき、認定こども園の普及を図ることとした。

なお、幼稚園および保育所からの移行が推奨されているが、幼保連携型認定こども園に移行すると、もともとの幼稚園と保育所の認可はなくなり、幼保連携型認定こども園の認定を受けることになる。その他の3種類の認定こども園は従来通りの位置づけである。

幼保連携型認定こども園とその他の認定こども園の比較(主なもの)

	幼保連携型 認定こども園	幼稚園型 認定こども園	保育所型 認定こども園	地方裁量型 認定こども園
法的性格	学校かつ 児童福祉施設	学校(幼稚園+保育所機能)	児童福祉施設(保育所+幼稚園機能)	幼稚園機能+保育所機能
職員の性格	保育教諭(注1) (幼稚園教諭+保育士資格)	満3歳以上→両免許・資格の 併有が望ましいがいずれか でも可 満3歳未満→保育士資格が 必要	満3歳以上→両免許・資格の 併有が望ましいがいずれか でも可 満3歳未満→保育士資格が 必要 ※ただし、2・3号子どもに 対する保育に従事する場合は、 保育士資格が必要	満3歳以上→両免許・資格の 併有が望ましいがいずれか でも可 満3歳未満→保育士資格が 必要
給食の提供	2・3号子どもに対する食事の 提供義務 自園調理が原則・調理室の 設置義務(満3歳以上は、外 部搬入可)	2・3号子どもに対する食事の 提供義務 自園調理が原則・調理室の 設置義務(満3歳以上は、外 部搬入可) ※ただし、基準は参酌基準の ため、各都道府県の条例等 により、異なる場合がある。	2・3号子どもに対する食事の 提供義務 自園調理が原則・調理室の 設置義務(満3歳以上は、外 部搬入可)	2・3号子どもに対する食事の 提供義務 自園調理が原則・調理室の 設置義務(満3歳以上は、外 部搬入可) ※ただし、基準は参酌基準の ため、各都道府県の条例等 により、異なる場合がある。
開園日・開園時間	11時間開園、土曜日が開園 が原則(弾力運用可)	地域の実情に応じて設定	11時間開園、土曜日が開園 が原則(弾力運用可)	地域の実情に応じて設定

注1)一定の経過措置あり

注2)施設整備費について

- ・安心こども基金により対象となっていた各類型の施設整備に係る費用については、新制度施行後においても引き続き、認定こども園施設整備交付金や保育所等整備交付金等により、補助の対象となります。
- ・1号認定子どもに係る費用については公定価格上減価償却に係る費用が算定されています。また2・3号認定子どもに係る費用については、施設整備費補助を受けずに整備した施設について同加算が受けられます。

内閣府 「子ども・子育て新制度について」

- ③ 地域の実情に応じた子ども・子育て支援(利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」)の充実
保育が必要な子どものいる家庭だけでなく、全ての子育て家庭を対象に地域のニーズに応じた多様な子育て支援を充実させるため、保護者が地域の教育・保育、子育て支援事業等を円滑に利用できるよう情報提供・助言等を行う利用者支援事業や、子育ての相談や親子同士の交流ができる地域子育て支援拠点、一時預かり、放課後児童クラブなど、市町村が行う13の事業を新制度では「地域子ども・子育て支援事業」として法律上に位置付け、財政支援を強化して、その拡充を図ることとしている。

これら事業を実施する財源としては、国や都道府県が市町村に交付金を交付することになっており、個々の事業に交付されるのではなく、13事業を一括して取り扱われることとなっている。この交付金は、都道府県が取りまとめることが内閣府より求められているので、都道府県の特徴により、特定の事業が重視されて強化されたり、一方で重視されなかったりすることもある。

事業にかかる費用の負担割合は、原則として国・都道府県・市町村で3分の1ずつとされている。

地域子ども・子育て支援事業の概要

① 利用者支援事業【新規】

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業

② 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

③ 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業

④ 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業

⑤ ・養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業

・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）

要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業

⑥ 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））

⑦ ファミリーサポートセンター事業（子育て援助活動支援事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業

⑧ 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業

⑨ 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業

⑩ 病児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等をする事業

⑪ 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業

⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業

⑬ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業【新規】

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業

内閣府 「子ども・子育て新制度について」

(2) 保育料の決定・徴収

・保育料の決定

新制度における保育料は、認定の区分（1号認定子ども：教育標準時間認定（3歳以上児で保育の必要性なし）、2号認定子ども：3歳以上児で保育の必要性あり、3号認定子ども：3歳未満児で保育の必要性あり）ごとに、国が保育料の基準を設定し、これを上限として市町村が保育料を設定する。

なお、公立保育所、公立幼稚園および新制度に移行していない私立保育所は、これまでと同様に、市町村の保育責任が残っているため、市町村が条例で定めることとなっている。

・保育料の徴収

保育料は、従来制度では保育所の保育料は市町村が徴収し、私立幼稚園および認定こども園は施設が徴収している。新制度においても、保育所を除いた保育施設は保育施設での徴収となる。

市町村の保育責任が残った私立保育所は、これまでと同様に市町村が保育料を徴収する。

保育所以外の小規模保育所等は除く私立保育施設は、保護者と施設との直接的な契約となるため、本来は各施設が自由に保育料を定め、徴収することになるはずである。しかし、新制度では、市町村が定める保育料を、各施設が保護者から直接徴収することになった。

施設種類	従来制度施設		新制度移行施設	
	利用料決定者	徴収者	利用料決定者	徴収者
公立保育所	市町村	市町村	市町村	市町村
私立保育所	市町村	市町村	市町村	市町村
認定こども園	施設	施設	市町村	施設
小規模保育所等	施設	施設	施設	施設
公立幼稚園	市町村	市町村	市町村	市町村
私立幼稚園	事業者	事業者	市町村	施設

(参考) 国基準の保育施設利用料

■国が定める利用者負担の上限額の基準(月額)

教育標準時間認定の子ども (1号認定)	
階層区分	利用者負担
①生活保護世帯	0円
②市町村民税 非課税世帯 (所得割非課税世帯含む)	3,000円
③市町村民税 所得割課税額 77,100円以下	16,100円
④市町村民税 所得割課税額 211,200円以下	20,500円
⑤市町村民税 所得割課税額 211,201円以上	25,700円

※給付単価を限度とします。
 ※新制度移行時点の保育料等の額が市町村が定める利用者負担よりも低い私立幼稚園・認定こども園については、従前の水準を基に各施設で定める額とすることも認められます(経過措置)。

階層区分	保育認定の子ども			
	(2号認定:満3歳以上)		(3号認定:満3歳未満)	
	利用者負担		利用者負担	
	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
①生活保護世帯	0円	0円	0円	0円
②市町村民税 非課税世帯	6,000円	6,000円	9,000円	9,000円
③所得割課税額 48,600円未満	16,500円	16,300円	19,500円	19,300円
④所得割課税額 97,000円未満	27,000円	26,600円	30,000円	29,600円
⑤所得割課税額 169,000円未満	41,500円	40,900円	44,500円	43,900円
⑥所得割課税額 301,000円未満	58,000円	57,100円	61,000円	60,100円
⑦所得割課税額 397,000円未満	77,000円	75,800円	80,000円	78,800円
⑧所得割課税額 397,000円以上	101,000円	99,400円	104,000円	102,400円

※給付単価を限度とします。
 ※満3歳に到達した日の属する年度中の2号認定の利用者負担は、3号認定の額を適用します。

内閣府・文部科学省・厚生労働省 「子ども・子育て支援新制度 ハンドブック」

(3) 認可・認定基準

幼保連携型認定こども園が、学校かつ児童福祉施設たる「単一の施設」としての性質を有することが明確化されたため、認可基準についても「単一の基準」が国により明示された。なお、幼保連携認定こども園以外の認定こども園の認定基準が変更され、地域型保育事業の施設に関する認定基準が設定されている。

幼保連携型認定こども園の認可基準

■設置パターン別の基準

施設の設置パターン	考え方	主な基準
<p>新設</p> <p>認定こども園</p> <p>新規で幼保連携型認定こども園を設置する場合</p>	<p>●幼稚園又は保育所の高い水準を引き継ぐ</p>	<p>〈学級編制・職員配置基準〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ●満3歳以上の子どもの教育時間は学級を編制し、専任の保育教諭を1人配置 ●職員配置基準は、4・5歳児 30:1、3歳児 20:1*1、1・2歳児 6:1、乳児 3:1 ※配置数は、幼稚園教諭免許状と保育士資格を有する副園長・教諭を含みます。*2 <p>〈園長等の資格〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ●原則として教諭免許状と保育士資格を有し、5年以上の教育職・児童福祉事業の経験者 ●上記と同等の資質を有する者（設置者が判断する際の指針を示す） <p>〈園舎・保育室等の面積〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ●満3歳以上の園舎面積は、幼稚園基準（3学級420㎡、1学級につき100㎡増） ●居室・教室面積は、保育所基準（1.98㎡/人、乳児室は1.65㎡/人、ほふく室は3.3㎡/人） <p>〈園庭（屋外遊戯場、運動場）*3の設置〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ●園庭は同一敷地内又は隣接地に必置とし、面積は、①と②の合計面積 <ul style="list-style-type: none"> ①満2歳の子どものみについて保育所基準（3.3㎡/人） ②満3歳以上の子どもに係る幼稚園基準（3学級400㎡、1学級につき80㎡増）と保育所基準のいずれか大きい方 ※代替地は面積算入せず、一定条件を満たす屋上は例外的に算入可とします。 <p>〈食事の提供、調理室の設置〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ●提供範囲は、保育認定を受ける2号・3号認定子ども（1号認定子どもへの提供は園の判断） ●原則自園調理（満3歳以上は従前の保育所と同じ要件により外部搬入可）
<p>幼稚園・保育所からの移行</p> <p>認定こども園</p> <p>既設の幼稚園（幼稚園型認定こども園）又は保育所（保育所型認定こども園）を基に、新たな幼保連携型認定こども園を設置する場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●適正な運営が確保されている施設に限り、新たな基準に適合するよう努めることを前提として、「設備」に関して移行特例を設ける ●確認制度における情報公表制度において、移行特例の適用状況を公表し、努力義務を実質的に促す ●施行10年経過後に、設置の状況等を勘案し、移行特例の内容等を改めて検討する 	<p>〈園舎面積〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ●保育所からの移行▶保育所基準（1.98㎡/人、乳児室は1.65㎡/人、ほふく室は3.3㎡/人）で可 ●幼稚園からの移行▶幼稚園基準（3学級420㎡、1学級につき100㎡増）で可 <p>〈園庭の設置・面積〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ●保育所からの移行▶保育所基準（満2歳以上3.3㎡/人）で可 ●幼稚園からの移行▶幼稚園基準（3学級400㎡、1学級につき80㎡増）で可 <p>〈園庭の設置・面積（代替地・屋上）〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ●満2歳の子どもの必要面積に限り、一定要件のもと代替地・屋上の算入可
<p>幼保連携型認定こども園からの移行</p> <p>認定こども園</p> <p>法律上、新たな幼保連携型認定こども園の設置認可を受けたものとみなされる場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●新たな基準に適合するよう努めることを前提に、「設備等」に関して、従前の幼保連携型認定こども園の基準によることを認める経過措置を設ける（法律の附則） 	<ul style="list-style-type: none"> ●職員配置に関して、従前の幼保連携型認定こども園の配置基準（1号認定子どもは35:1、2号・3号認定子どもは年齢別配置基準）によることを認める ●設備に関して、従前の幼保連携型認定こども園の設備基準によることを認める（学級編制、運営などについては、新設と同じ基準）

*1 質の向上事項として、公定価格において3歳児（1号認定子どもの場合満3歳児を含む）20:1→15:1への配置改善を実施しています。
 *2 幼稚園教諭免許又は保育士資格のどちらか一方しか有していない者は、新制度施行後5年間に限り、配置数に算定することができます。
 *3 名称は「園庭」とします。

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定基準

	主な内容
職員配置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 0歳児 3 : 1 / 1・2歳児 6 : 1 / 3歳児 20 : 1 / 4・5歳児 30 : 1 ・ 満3歳以上の教育時間相当利用時および教育および保育時間相当利用時の共通の4時間程度については学級を編制。 ・ 園長を配置。
職員資格	<ul style="list-style-type: none"> ・ 満3歳以上→両免許・資格の併有が望ましい。(いずれかでも可) ・ 満3歳未満→保育士資格が必要。
施設整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建物およびその附属設備は同一の敷地内又は隣接する敷地内にあることが望ましい。 ・ 保育室又は遊戯室、屋外遊技場(※)および調理室(※)が必置。また、2歳未満の子どもを入所させる場合には乳児室又はほふく室が必置。 ※ 保育所型、地方裁量型については、一定の要件のもと付近の適当な場所への代替可。 ※ 自園調理が原則。満3歳以上は外部搬入可。自園調理を必要とする子どもの数が19人以下の場合は調理設備で可。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自己評価、外部評価およびその公表の実施 ・ 保育を必要とする子どもに対する教育および保育の時間は1日8時間が原則。(子家庭の状況等を考慮し、認定こども園の長が設定。) ・ 開園日数および開園時間は地域の実情に応じ設定。

内閣府 「子ども・子育て新制度について」

【地域型保育事業の認可基準】

	保育所	小規模保育事業			
		A型	B型	C型	
職員	職員数	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1	保育所の配置基準+1名	保育所の配置基準+1名	0~2歳児 3:1 (補助者を置く場合、5:2)
	資格	保育士 ※保健師又は看護師等の特例有(1人まで)	保育士 ※保育所と同様、保健師又は看護師等の特例を設ける。	1/2以上保育士 ※保育所と同様、保健師又は看護師等の特例を設ける。 ※保育士以外には研修実施	家庭的保育者 ※市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者
設備・面積	保育室等	0歳・1歳児 乳児室 1人当たり1.65㎡ ほふく室 1人当たり3.3㎡ 2歳以上 保育室等 1人当たり1.98㎡	0歳・1歳児 1人当たり3.3㎡ 2歳児 1人当たり1.98㎡	0歳・1歳児 1人当たり3.3㎡ 2歳児 1人当たり1.98㎡	0歳~2歳児 いずれも1人3.3㎡
処遇等	給食	自園調理 ※公立は外部搬入可(特区) 調理室 調理員	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員

※ 小規模保育事業については、小規模かつ0~2歳児までの事業であることから、保育内容の支援及び卒園後の受け皿の役割を担う連携施設の設定を求める。
 ※ 連携施設や保育従事者の確保等が期待できない離島・へき地に関しては、連携施設等について、特例措置を設ける。
 ※ また、給食、連携施設の確保に関しては、移行に当たっての経過措置を設ける。
 ※ 保健師又は看護師に係る職員資格の特例については、地方分権に関する政府方針を踏まえ、平成27年4月1日から准看護師についても対象とされている。

		家庭的保育事業	事業所内保育事業	居宅訪問型保育事業
職員	職員数	0～2歳児 3:1 家庭的保育補助者を置く場合 5:2	定員20名以上 保育所の基準と同様	0～2歳児 1:1
	資格	家庭的保育者 (+家庭的保育補助者) *市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者		必要な研修を修了し、保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者
設備・面積	保育室等	0歳～2歳児 1人当たり3.3㎡	定員19名以下 小規模保育事業A型、B型の基準と同様	—
処遇等	給食	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員 (3名以下の場合、家庭的保育補助者を置き、調理を担当すること可)	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員	—

※ 家庭的保育事業、事業所内保育事業については、小規模かつ0～2歳児までの事業であることから、保育内容の支援及び卒園後の受け皿の役割を担う連携施設の設定を求める。(事業所内の卒園後の受け皿に関しては、地域枠の子どものみ対象)
 ※ 連携施設や保育従事者の確保等が期待できない離島・へき地に関しては、連携施設等について、特例措置を設ける。
 ※ また、給食、連携施設の確保に関しては、移行に当たっての経過措置を設ける。

内閣府 「子ども・子育て新制度について」

(4) 監査・立入調査

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(以下「認定こども園法」という。)や児童福祉法に基づき、認可・届出が行われている施設および事業、子ども・子育て支援法に基づき各給付を受けている施設および事業について、利用児童の処遇や適正な運営の確保を目的として、関係法令・通知等に基づいて指導監査および立入調査等が実施される。

実施主体の違いにより、監査は都道府県監査と市町村監査に区分される。これまで監査は、施設を認可した都道府県が行っていたが、平成27年4月にスタートした子ども・子育て支援新制度の給付を受ける施設については、市町村にも監査を行うことが求められるようになっている。

施設類型		監査実施主体	
		都道府県	市町村
新制度施設	保育所	○	○
	地域型保育施設	—	○
	幼稚園	○	○
	認定こども園(幼保連携型)	○	○
	認定こども園(幼稚園型)	○	○
	認定こども園(保育所型)	○	○
	認定こども園(地方裁量型)	○	○
従来制度施設	幼稚園	○	—
	認可外保育施設	○	—

- ・各施設および事業に対する認可制度に基づく指導監査（施設監査）

認定こども園法又は児童福祉法に基づき、認可や運営基準（職員配置や面積等）遵守の観点から、認可施設（幼保連携型認定こども園、保育所）および認可事業（家庭的保育事業等）に対して指導監査が行われる。

【対象となる施設・事業および監査に係る根拠法等】

施設・事業	根拠法
幼保連携型認定こども園	認定こども園法
保育所	児童福祉法
家庭的保育事業等 （小規模保育事業、事業所内保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型事業）	児童福祉法

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園については、保育所型は保育所、地方裁量型は認可外保育施設（地域保育所）として指導監査および立入調査を実施する。

幼稚園および幼稚園型認定こども園は、幼稚園の認可が都道府県であることから、都道府県が施設監査を実施する。

- ・特定教育・保育施設および特定地域型保育事業に対する確認制度に基づく指導監査（確認監査）

子ども・子育て支援法に基づき、確認基準の遵守並びに施設型給付および地域型保育給付等の各給付の支給に関する業務の適正な実施の観点から、新制度の施設に対して指導監査が実施される。

【対象となる施設・事業および指導監査に係る根拠法等】

施設・事業	根拠法
特定教育・保育施設 （認定こども園、新制度の幼稚園、保育所）	子ども・子育て支援法
特定地域型保育事業 （小規模保育事業、事業所内保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型事業）	子ども・子育て支援法

- ・特定教育・保育施設の設置者および特定地域型保育事業者に係る業務管理体制の検査

子ども・子育て支援法に基づき、利用者に対する適切な教育・保育の提供だけでなく、事業の健全な運営と信頼を確保する観点から、市町村に業務管理体制に関する届出を行っている特定教育・保育施設の設置者および特定地域型保育事業者に対して業務管理体制の検査が行われる。

【対象となる施設・事業および検査に係る根拠法等】

施設・事業	根拠法
特定教育・保育施設 (認定こども園、新制度の幼稚園、保育所)	子ども・子育て支援法
特定地域型保育事業 (小規模保育事業、事業所内保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型事業)	子ども・子育て支援法

- ・認可外保育施設に対する立入調査

児童福祉法に基づき、認可外保育施設指導監督基準の遵守および業務の適正な実施の観点から、市町村に届出のあった認可外保育施設に対して立入調査が行われる。

(参考) 施設監査と確認監査の関係

種別	施設監査(幼保連携型認定こども園)		確認に係る指導監査(特定教育・保育施設)	
実施主体	都道府県、指定都市、中核市		市区町村	
種類と実施頻度	一般監査	定期的かつ計画的に実施 (児童福祉施設が1年に1度以上実施することに留意)	指	集団指導 新規施設・・・概ね1年以内 既存施設・・・必要と考えられる内容が生じたとき
	特別監査	以下のいずれかに該当する場合、随時適切に実施 ① 事業運営及び施設運営に不正又は著しい不当があったことを疑うに足る理由があるとき ② 基準に違反があると疑うに足る理由があるとき ③ 度重なる一般監査によっても是正の改善が見られないとき ④ 正当な理由が無く、一般監査を拒否したとき	導	実地指導 ①全ての施設を対象に定期的かつ計画的に実施 ②市区町村が実地による指導を要すると認める施設を対象に随時実施
主な監査内容 赤字は、「施設監査」と「確認に係る指導監査」の重複又は一部重複が見られる事項 青字は、公認会計士による外部監査を受けている場合に、省略できる。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教育・保育環境の整備に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ①学級編成及び職員配置の状況 ②認可定員の遵守状況 ③園舎に備えるべき設備や定期的な修繕改善等 ④教育・保育を行う期間・時間 ⑤職員の確保・定着促進及び資質向上の取組(労働条件の改善、研修の計画的実施等) ○ 教育・保育内容に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ①教育及び保育の内容に関する全体的な計画の作成 ②指導計画の作成 ③小学校教育との円滑な接続 ④子育て支援の内容及び家庭・地域社会との連携 ○ 健康・安全・給食に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ①健康の保持増進に関する取組状況 ②事故防止・安全対策に関する取組状況 ③給食の適切かつ衛生的な提供に関する取組状況 		<ul style="list-style-type: none"> ○利用定員に関する基準 ○運営に関する基準 <ul style="list-style-type: none"> ①内容及び手続きの説明及び同意 ②応諾義務・選考 ③小学校との連携、教育・保育の提供、評価、質の向上 ④利用者負担の徴収 ⑤事故防止及び事故発生時の対応、再発防止 ⑥利用定員の遵守 ⑦地域との連携 ⑧会計の区分 ⑨各種記録(職員、設備及び会計、教育・保育の提供計画等)の整備 ○給付に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ①地域区分、定員区分、認定区分・年齢区分 ②基本分単価 ③各種加算事項 ④各種加減・乗除調整事項 	
結果に基づく措置等	<ul style="list-style-type: none"> ① 調査終了後、速やかに園長等に対して、調査結果を丁寧に説明の上、文書を以て必要な指導、助言等を行う。 ② 指導、助言等を行った事項については、期限を付して対応状況の報告を求め、是正改善の有無を確認する。 ③ 適切な是正改善が行われない場合、必要に応じて認定こども園法に基づき改善勧告等の措置を講じる。 		<ul style="list-style-type: none"> 1. 指導から監査への変更 <ul style="list-style-type: none"> ・ 著しい運営基準が違反が確認され、利用児童の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断したとき ・ 施設型給付費等の請求に不正又は著しい不当が認められるとき 2. 監査の結果、文書による通知と報告聴取、行政処分(勧告、命令、確認の取り消し)、不正利得の徴収等 	

内閣府 「子ども・子育て新制度について」